



# 第2次八代市環境基本計画

－ 人と自然が調和するまち やつしろ －

2019年2月  
熊本県八代市

## ごあいさつ



今日、私たちは、気候変動がもたらす異常気象や猛暑日の増加に伴う熱中症リスクの上昇をはじめ、エネルギー問題や身近なごみ問題など、様々な環境問題に直面しています。

そのような中、本市におきましては、長年の課題でありました、新たな廃棄物処理施設である「エコイトやつしろ」（八代市環境センター）の整備を2018年度に完了し、今後、この施設を核として、環境問題に関する啓発や情報発信を行うなど、環境学習にも取り組んでいくこととしています。

この「第2次八代市環境基本計画」は、今後、考えられる様々な環境問題に鑑み、昨年度策定しました「第2次八代市総合計画」などを踏まえ、「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を目指し、市、市民、環境活動団体及び事業者それぞれが取り組む事項を掲げています。本計画を今後8年間の環境行政のマスタープランとして位置づけ、「エコイトやつしろ」を活用した「環境意識の高いひとづくり」や環境関連施設の検討・整備など、持続可能な地域づくりに向けた環境施策の着実な推進を図ってまいります。

また、環境問題の解決には、行政だけではなく、個々の主体がパートナーシップのもと、役割分担しながら、実際に行動に移していくことが非常に重要です。本市の豊かな環境を良好な状態で将来に引き継ぐため、市民、環境活動団体及び事業者の皆様とともに、より良い環境づくりに取り組む所存でございます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました八代市環境審議会委員の方々、貴重なご意見やご提言をいただきました八代市環境パートナーシップ会議委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

2019年2月

八代市長 中村博生

## 目次

第1章 基本的事項	
1. 計画策定の背景	3
2. 計画の目的	6
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の対象地域及び環境の範囲	7
5. 計画の期間	8
6. 計画推進の主体	8
7. 計画の構成	8
第2章 市の現況	
1. 八代市の概要	11
2. 八代市の環境の概要	15
3. 市民・事業者の環境意識	31
第3章 計画の目標	
1. 基本的な考え方	41
2. 超長期的な環境ビジョン	41
3. 目指す環境像	43
4. 環境目標及び基本方針	44
5. 施策の方向性	46
第4章 具体的な取組	
1. 市、市民、環境活動団体及び事業者の取組	50
・環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進	53
・環境目標2 自然環境の保全	57
・環境目標3 生活環境の保全・創造	61
・環境目標4 地球環境問題への対応	67
・環境目標5 循環型社会の推進	73
第5章 進行管理	
1. 計画の推進体制	84
2. 計画の進行管理	85
3. 関係機関及び各種計画との連携	85
4. 財政措置	85
参考資料	86

# 第1章 基本的事項



## 1. 計画策定の背景

### (1) 計画策定の経緯

本市では、2005年8月の新市発足後、2008年3月に策定された「八代市総合計画」や旧八代市及び旧泉村において策定されていた環境基本計画の内容を踏まえ、2009年2月に「第1次八代市環境基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、また、2015年1月には、本市の環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、中間見直しを行いました。

第1次基本計画は、「人と自然が調和するまち やつしろ」を環境像として掲げ、その実現のために市民、市民団体、事業者及び市が取り組むべき事項などを定めたものであり、これまで各主体が連携しながら、環境施策や事業を推進してきたところですが、2018年度をもって計画期間が満了となりました。

このようなことから、これまでの取組の成果や課題、また、環境を取り巻く新たな動きなどを踏まえ、引き続き、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次八代市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### (2) 環境を取り巻く動向

近年、国際社会では、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減の新たな枠組みである「パリ協定」、国際的な水銀対策に関する「水俣条約」の採択などの大きな動きがあります。

国では、このような国際的な動きを踏まえ、2018年4月に「第五次環境基本計画」が決定され、「地域循環共生圏<sup>1)</sup>」の創造などを通じた、持続可能な循環共生型の社会を目指すべき姿として位置づけ、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための環境政策が展開されています。

また、熊本県においては、2016年2月に「第五次熊本県環境基本計画」が策定され、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」・「安全で快適な生活環境」という4つの目指すべき姿を実現するための取組が進められています。

本市においては、2018年3月に、市政におけるすべての施策の基本となる「第2次八代市総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）を策定したところです。

第2次総合計画では、環境分野に関する基本目標を「人と自然が調和するまち」と定め、その実現のため、「環境を支えるひとづくり」、「自然と共生するまちづくり」及び「環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり」の3つを施策の大綱として整理しています。

---

1) 地域循環共生圏：都市や農山漁村などが、それぞれの地域ごとに資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、相互に資源を補完し、支え合いながら、地域の活力を最大限に発揮させようという考え方。〔参考：「第五次環境基本計画（2018年4月、環境省）」、「平成30年版環境・循環型社会・生物多様性白書（2018年6月、環境省）」〕

### (3) 第1次基本計画の主な取組・成果及び今後の課題

第1次基本計画の計画期間における主な取組や成果、今後の課題について、第1次基本計画の環境目標ごとに整理します。

#### ①自然環境の保全

渡り鳥の生息地として国際的に重要な球磨川河口干潟に県指定鳥獣保護区が指定されたほか、これまで大学や市民団体と連携し、自然観察会などを通して本市の貴重な自然について啓発を行うなど、生物多様性の保全に関する取組を実施してきました。

また、多様で豊かな自然を活かして、これまで農林水産業の振興を図ってきましたが、近年では、農林水産物への鳥獣被害が顕在化しています。

自然環境を保全しつつ、引き続き、野生鳥獣による被害防止を図るなど、人と自然が共生する地域づくりを進めていく必要があります。

#### ②環境保全行動の促進

環境学習出前講座や環境イベント、市内全ての小・中・特別支援学校における「熊本県学校版環境 ISO コンクール」の取組などを通して、子ども達をはじめ、市民への環境問題などに関する啓発や環境保全行動の促進を図ってきました。

また、環境保全に関する協働体制として発足した「八代市環境パートナーシップ会議」においては、毎年度、第1次基本計画の進捗状況に対する点検・評価を行ったほか、新たな再生可能エネルギーの普及・利用方策などに関する検討を行ってきました。

今後、「エコイトやつしろ」（八代市環境センター）を環境学習の拠点として活用しながら、市民団体などと連携し、市民への啓発活動を展開するなど、環境学習・環境教育の充実を図っていく必要があります。

#### ③生活環境の保全

市内の主要な事業場については、工場排水や悪臭、騒音・振動などの調査を計画的に実施し、また、必要に応じて、環境保全協定<sup>2)</sup>の締結・改定を進めたほか、本市の貴重な資源である地下水については、モニタリング調査を継続してきました。

本市の大気や水の一般環境は、概ね環境基準<sup>3)</sup>を達成していますが、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント<sup>4)</sup>や、微小粒子状物質<sup>5)</sup>については環境基準非達成となっています。引き続き、熊本県から発令される注意報や注意喚起などに対して、市民への迅速な情報提供に努めていく必要があります。

また、地域の環境問題としては、近年、空き地などの雑草繁茂や害虫の発生など、環境美化に関する相談や苦情が非常に多く、市民が市に求める環境施策としても、そのニーズは高くなっています。

#### ④地球環境問題への対応

家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、環境情報紙や環境学習出前講座を通して省エネ・省資源対策などを周知・啓発したほか、夏の省エネを促進するため、熊本県地球温暖化防止活動推進員<sup>6)</sup>と協力し、緑のカーテンの普及のための取組を実施してきました。

市では、「八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」などに基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量を削減するとともに、市有施設への再生可能エネルギー設備の普及に取り組みました。

また、住宅用太陽光発電システムの普及や再生可能エネルギーの利用促進を目的とした補助事業を創設し、一般家庭における温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。2018年12月現在、本市における住宅用太陽光発電システムの普及率は約14%となっており、第1次基本計画に掲げられた数値目標を達成しています。

今後も温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化などの進行による気候変動への対応として、夏の暑さ対策などの適応策についても検討を進めていく必要があります。

#### ⑤循環型社会の推進

八代市清掃センターの老朽化に伴い、2010年7月に発令した「ごみの非常事態宣言」を受けて、市では、資源物の対象品目を拡充するとともに、分別の徹底や生ごみの減量化に関する啓発や広報活動を強化するなど、燃えるごみの減量に取り組みました。

燃えるごみの搬入量は減少傾向にあります。循環型社会の実現を目指し、今後も市民や事業者の協力のもと、3R<sup>7)</sup>の推進を図っていく必要があります。

また、新たな廃棄物処理施設であるエコイトやつしろの整備を進め、2018年7月から、一部供用を開始しました。

今後は、し尿処理施設や最終処分場などの老朽化に適切に対処していくとともに、「平成28年熊本地震」の経験を踏まえ、台風災害だけではなく、大規模災害を想定した廃棄物の処理体制などを検討・構築しておく必要があります。

---

2) 環境保全協定：公害の防止などに対する事業者の取組を促進するため、市と事業者との合意に基づき締結する協定。

3) 環境基準：人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準(行政上の目標)。大気汚染や水質汚濁、騒音、土壌汚染について環境基準が定められている。

4) 光化学オキシダント：化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物などが、強い紫外線により光化学的に変化し、生成された酸性物質のこと。その約90%はオゾンと言われている。高濃度の状態では皮膚や呼吸など、健康への影響が懸念される。

5) 微小粒子状物質 (PM2.5)：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm (マイクロメートル) 以下のもの。粒径が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいため、呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスク上昇や循環器系への影響も懸念されている。

## ⑥総括

第 1 次基本計画期間中の大きな出来事として、東日本大震災に伴う原発事故により、安全安心な再生可能エネルギーに対する国民の期待や関心が大きく高まり、本市においても住宅用太陽光発電システムをはじめ、再生可能エネルギー設備が加速度的に普及したことが挙げられます。

また、自然の脅威を改めて実感することになった「平成 28 年熊本地震」では、災害時における廃棄物処理や環境関連施設の老朽化などの課題が浮き彫りになった一方で、私たちの生活を支える地下水のありがたさなどを再認識しました。

2018 年 3 月には、全国初のダム撤去となる荒瀬ダムの撤去工事が完了したほか、近年では、クルーズ客船寄港に伴う外国人観光客の増加など、地域の社会情勢にも大きな変化が起きています。

このような中、第 1 次基本計画に掲げられた取組については、各主体との協力や連携のもと推進を図ってきたところであり、概ね進展したものと考えます。

しかしながら、第 1 次基本計画の基軸に位置づけた「ひとつづくり」の重要性は益々高まっており、さらには、3Rの推進や衛生環境の充実など、多様化する市民ニーズなどを反映した環境施策を講じていくことが求められている状況にあります。

また、現在、本市が抱える環境行政上の課題としては、老朽化した環境関連施設の更新や長寿命化が挙げられます。火葬場のほか、し尿処理施設や最終処分場など、一般的に迷惑施設として分類される施設ですが、市民生活には不可欠な施設であり、次世代の課題として残さぬよう、これらの施設整備に道筋をつけることが急務となっています。

このように、今後は、ハード・ソフト両面から環境基盤の整備を進めることが非常に重要となっています。

## 2. 計画の目的

本計画は、「八代市環境基本条例」（以下「基本条例」という。）第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針や取り組むべき具体的な施策を示すとともに、市、市民、環境保全活動を行う市民団体（以下「環境活動団体」という。）及び事業者のそれぞれが配慮すべき事項などを定めています。

6) 熊本県地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県知事が委嘱。推進員は地球温暖化防止に関する普及啓発などの活動を担う。

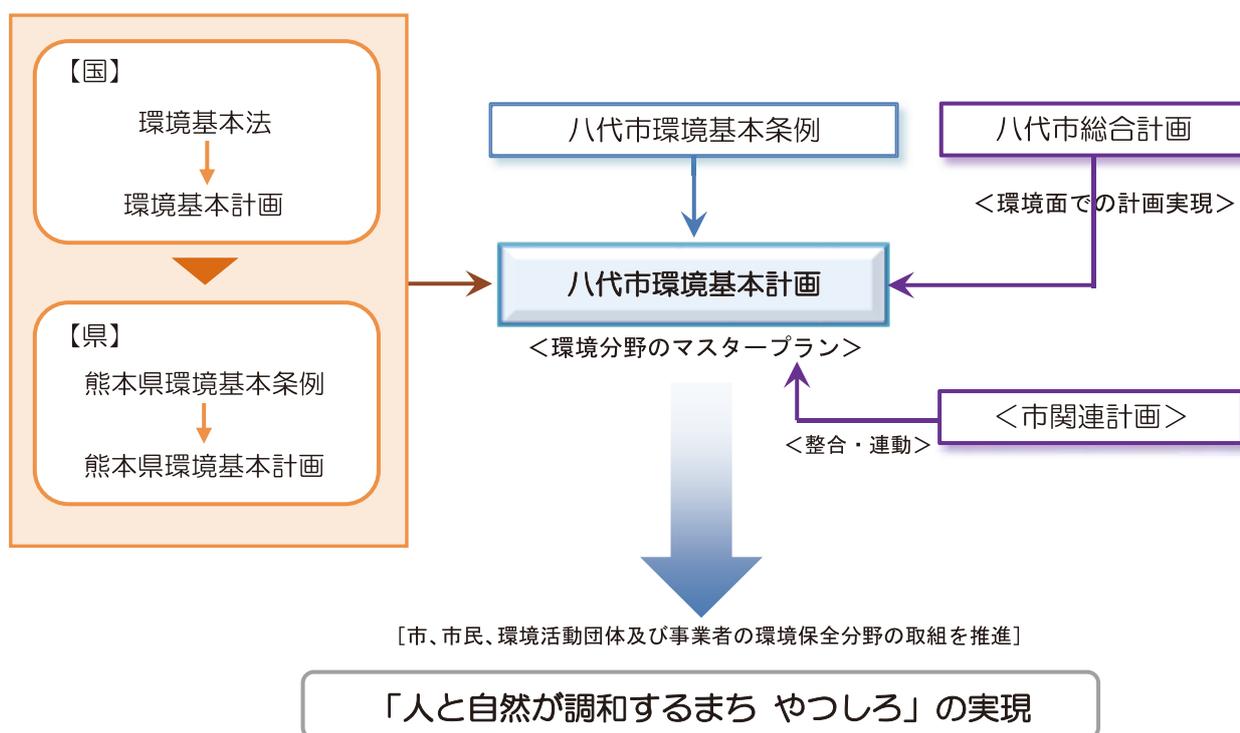
7) 3R：Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の総称。第 1 に、まずはごみとなるものをもらったりしないなど資源の消費を控えること（発生抑制）、第 2 に、ものを大切に使う、または繰り返し使うこと（再利用）、最後に、使えなくなったら原材料などとして利用する（再生利用）という考え方。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、第2次総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、快適な環境の保全・創造のための施策の基本となる「環境分野のマスタープラン」として、また、各主体の活動を環境保全型へと誘導するための指針として位置づけます。

なお、市の関連する他の計画と整合・連動を図るとともに、国及び県の環境基本計画において示された施策などに準じて、本市が取り組むべき環境保全施策などについて取りまとめます。

また、本計画中の地球温暖化対策に係る部分については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八代市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」として位置づけます。



### 4. 計画の対象地域及び環境の範囲

本計画の対象地域は、八代市全域とし、市域で解決できない広域的な課題については、関係機関と連携して取り組みます。

本計画の対象とする環境の範囲は、山や川、海などの自然環境をはじめ、水や大気、騒音・振動、衛生害虫などの生活環境に関わる地域の環境問題、日常生活に密接に関わるごみ問題、さらには地球温暖化などの地球環境問題とします。

また、これらの環境を保全していくうえで重要な役割を担う「ひとづくり」に係る環境学習・環境保全行動を包含するものとします。

## 5. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2026年度の8年間とします。

## 6. 計画推進の主体

本計画の推進主体は、市、市民、環境活動団体及び事業者です。それぞれが基本条例に掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら本計画を推進することとします。

## 7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



## 第2章 市の現況



## 1. 八代市の概要

### (1) 位置及び地勢

本市は、九州のほぼ中央に位置し、東西約 50km、南北約 30km、面積約 681k m<sup>2</sup>の市域を有しています。東は九州山地の脊梁地帯を形成して宮崎県に接し、西は八代海を隔てて天草諸島を望みます。東の山間地と西の平野部に大別され、全面積の約 75%が山間地、約 25%が平野部からなっています。

奥山地域は、標高 1,500mを超える山々が急峻な九州山地を形成しています。この地域には、ブナ林を代表とする自然林が発達しており、一部は自然公園に指定されているなど、自然が豊かな地域です。また、棚田や石橋群が見られる里地里山地域では、生姜や茶の栽培が盛んです。

日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とする沖積平野と、江戸時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

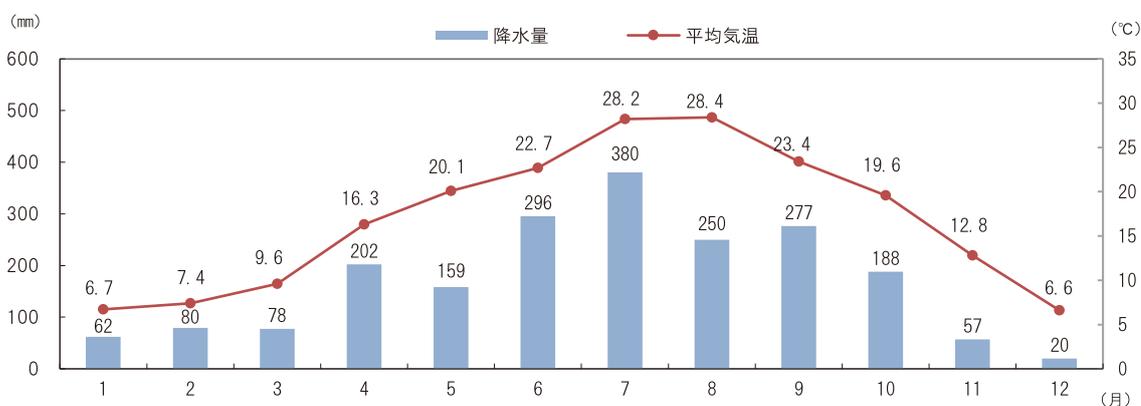
これらの地域は、豊富で良質な水の恩恵を受け、イ草や米、トマトなどの農産物が数多く生産される全国有数の農業地帯であるとともに、古くから製紙や酒造をはじめとした製造業が盛んな工業地帯としても知られています。



龍峯山から八代市（平野部）を望む

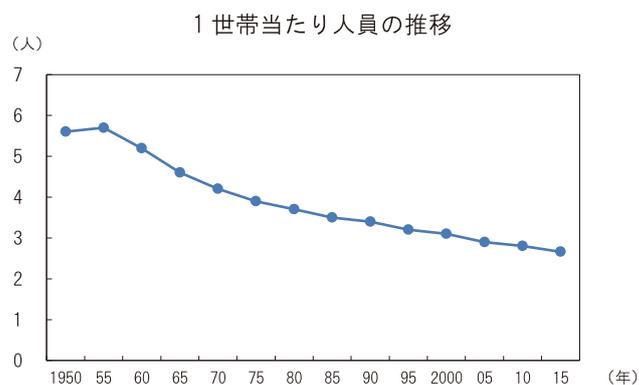
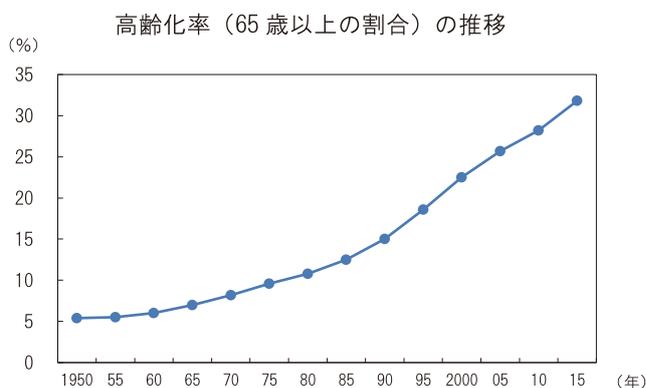
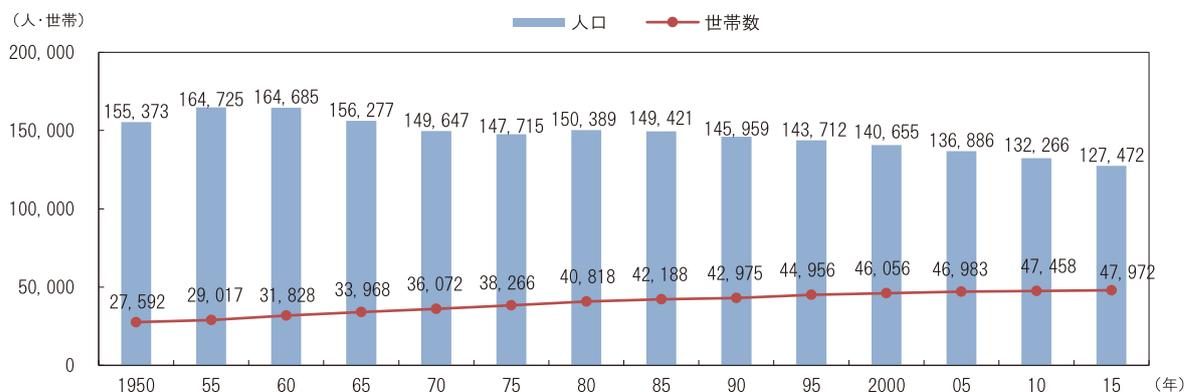
## (2) 気象

本市の気候は、温暖な平野部と冷涼な山間地に大きく分けられます。八代地域気象観測所によると、2017年の降水量は2,047mm、最高気温35.6度（8月）、最低気温-4.0度（1月）、平均気温16.8度となっています。



## (3) 人口及び世帯

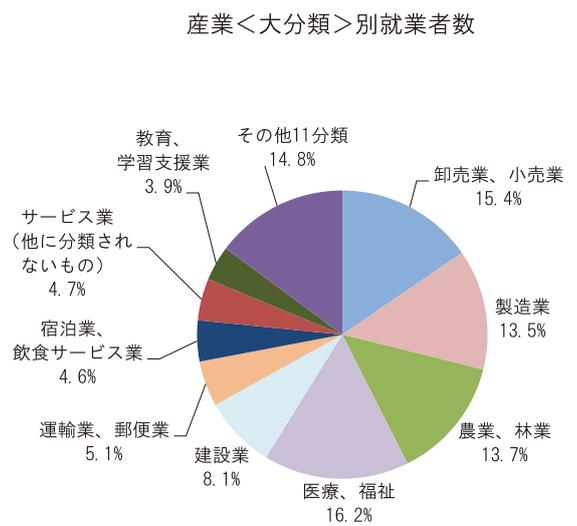
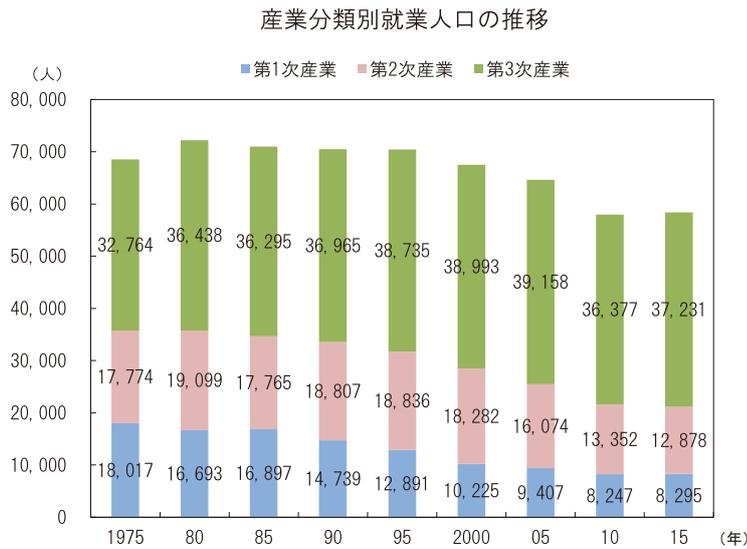
国勢調査（2015年10月1日現在、以下同）によると、本市の人口は127,472人、世帯数は47,972世帯となっています。世帯数は増加しているものの、1960年以降、人口は減少傾向にあり、近年の特徴として高齢化や核家族化の進行が挙げられます。



#### (4) 産業

国勢調査によると、2015年の産業分類別人口の割合は、第1次産業が13.9%、第2次産業が21.6%、第3次産業が62.5%となっています。1975年以降、第1次産業就業者の割合は減少、第3次産業就業者の割合は増加傾向にあります。また、第2次産業就業者の割合は、2000年まで大幅な変化は見られませんが、2005年以降、減少傾向にあります。

就業者の業種としては、医療、福祉が16.2%と最も多く、次いで卸売業・小売業(15.4%)、製造業(13.5%)の順となっています。

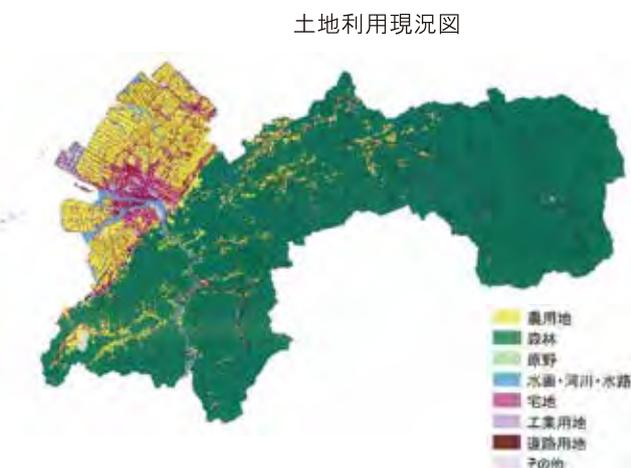


出典) 八代市「八代市統計年鑑 平成29年度版」

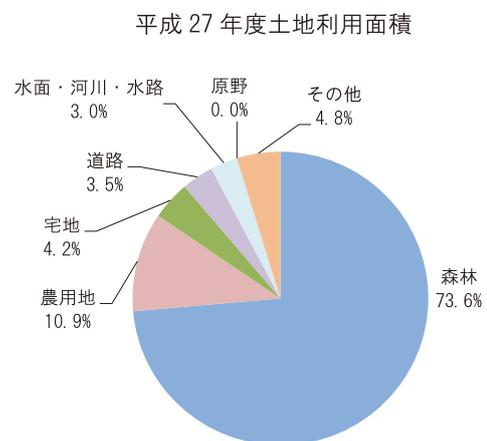
#### (5) 土地利用面積

本市の土地利用の状況は、森林が約501km<sup>2</sup>と最も多く、次いで農用地が約75km<sup>2</sup>となっており、自然的土地利用が約85%を占めています。

また、都市計画法において、住居用、商業用、工業用などの土地利用を表す用途区域の面積は約26km<sup>2</sup>となっています。



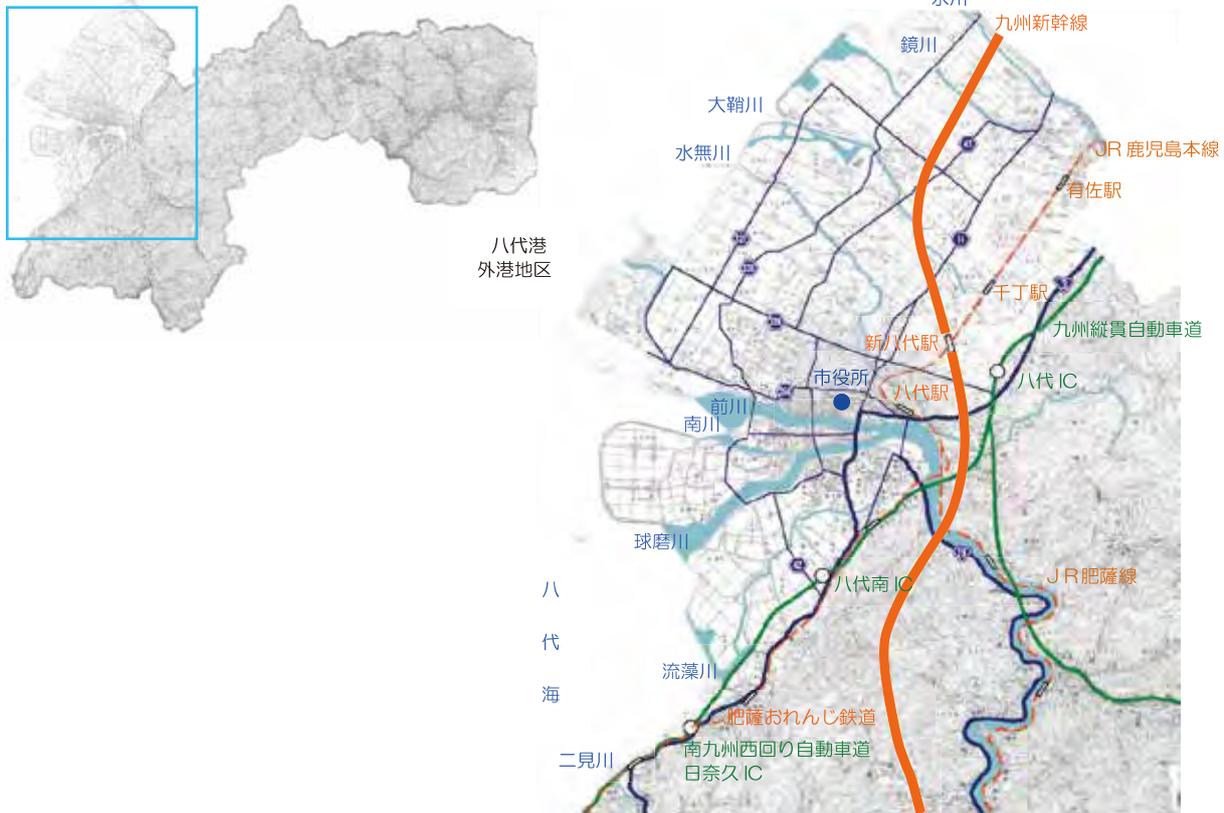
出典) 八代市「国土利用計画参考資料」(平成21年度)



出典) 熊本県「平成29年度熊本県統計年鑑」

## (6) 交通

九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道、国道 3 号などの主要幹線道路、九州新幹線や JR 鹿児島本線及び肥薩線、肥薩おれんじ鉄道などの広域交通網のほか、海の玄関口として、重要港湾である八代港が整備されており、国際旅客船拠点形成港湾に指定されています。



## (7) 文化財

本市には、縄文時代の貝塚や古墳、古代寺院から干拓の樋門などの近代化遺産まで、多くの文化財があります。近年では、「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」が国指定史跡、「走り水ノ瀧」が「肥後領内名勝地」の一つとして国指定名勝となったほか、2016 年には、国指定重要無形民俗文化財の「八代妙見祭の神幸行事」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されています。



八代妙見祭（亀蛇）



八代妙見祭（飾馬）

## 2. 八代市の環境の概要

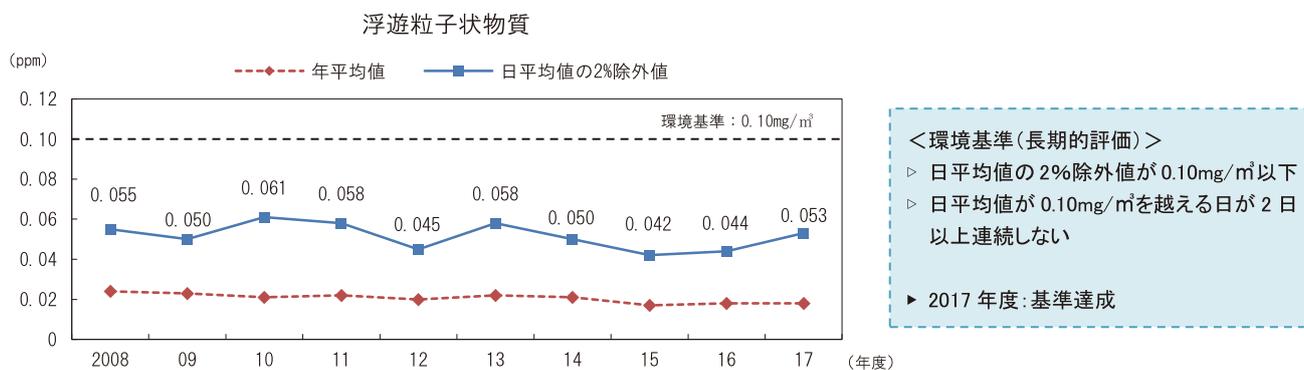
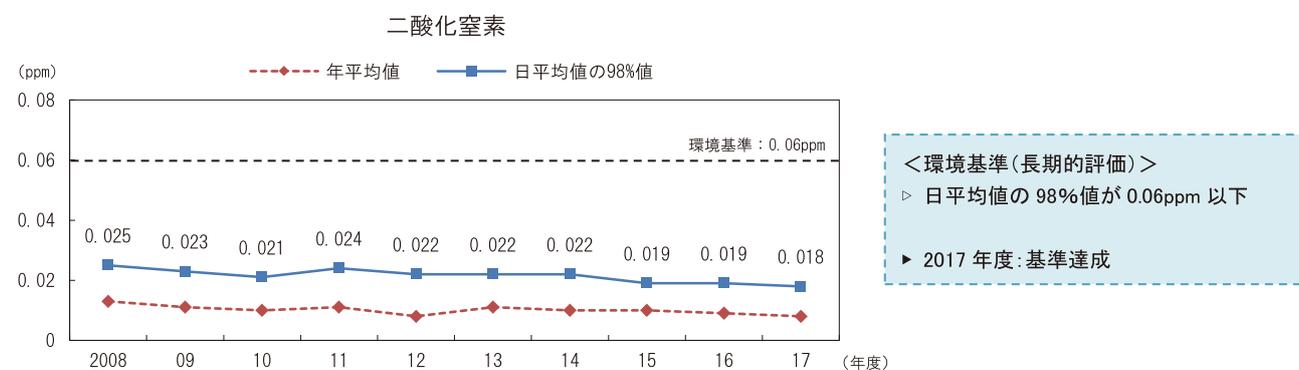
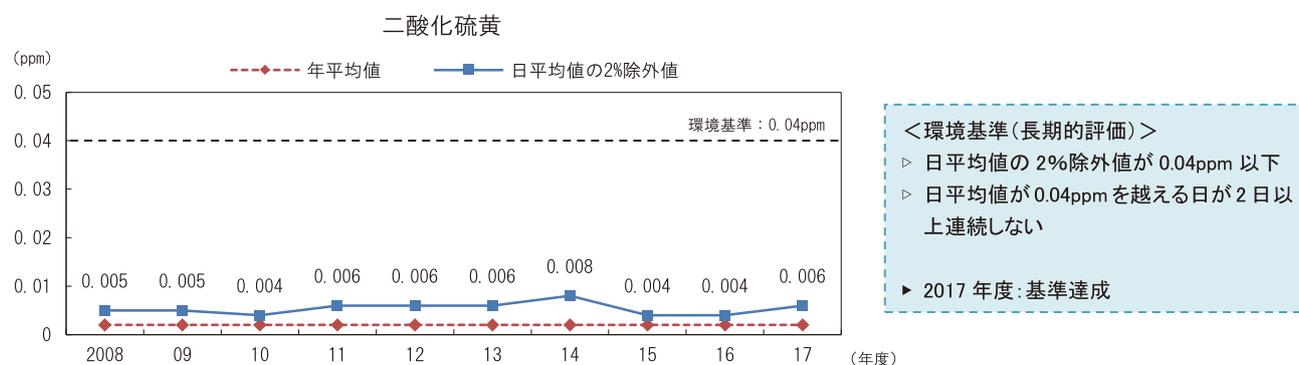
### (1) 生活環境

#### ① 大気

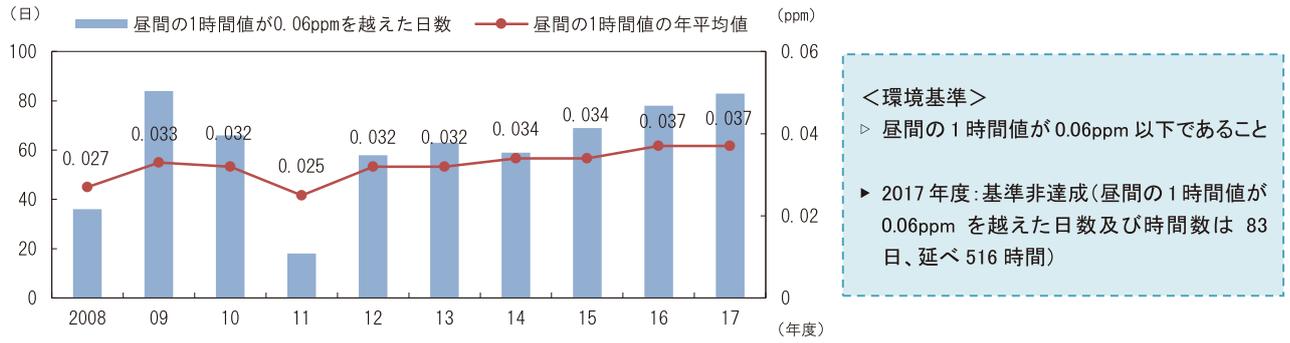
熊本県が設置している大気汚染常時監視測定局（八代市役所測定局）における近年の環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については基準を達成しており、また、微小粒子状物質については 2016 年度から達成していますが、光化学スモッグの発生に大きく関わっている光化学オキシダントについては非達成となっています。

大気の状態を引き続き注視していくとともに、熊本県から発令される注意報や注意喚起などの情報を市民へ迅速に提供していく必要があります。

#### ■ 大気環境の状況（八代市役所測定局）



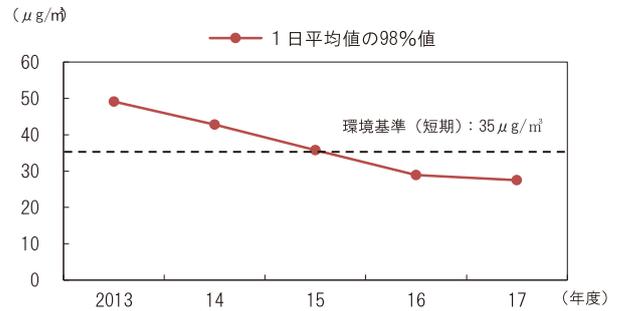
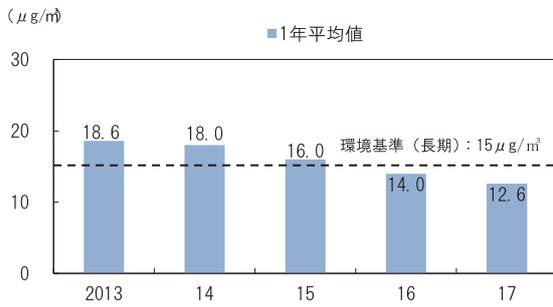
### 光化学オキシダント



### ■ 微小粒子状物質 (PM2.5) の状況 (八代市役所測定局) [ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]

年度	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値の年間最大値	環境基準(長期的評価)
2013	18.6	49.1	79.3	未達成
2014	18.0	42.8	55.4	未達成
2015	16.0	35.8	41.0	未達成
2016	14.0	28.9	37.8	達成
2017	12.6	27.5	37.2	達成

<環境基準(長期的評価)>  
 ▷ 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 <環境基準(短期的評価)>  
 ▷ 年間にわたる日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 ▶ 2017年度: 基準達成(長期的評価)



出典) 熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第53報」

## ②水質

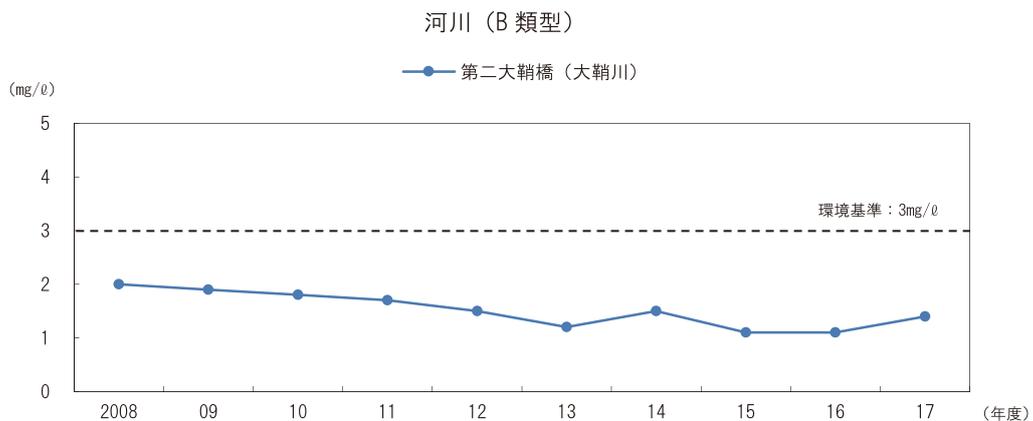
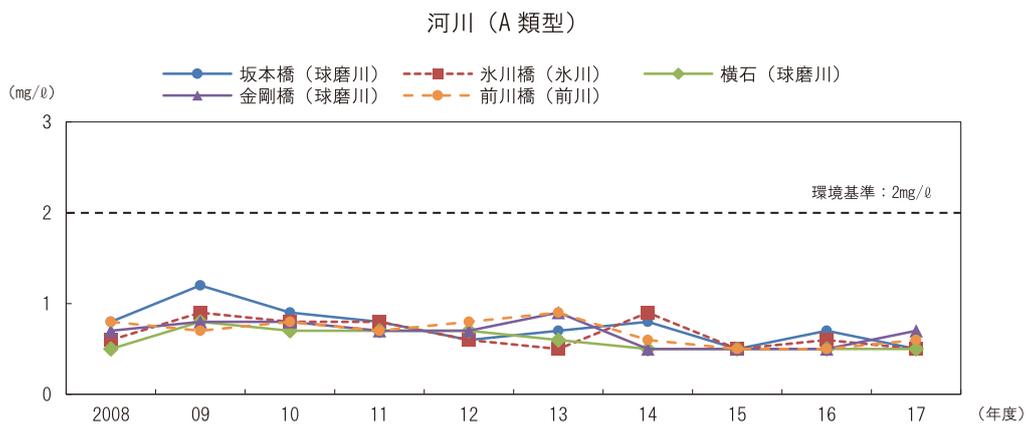
公共用水域における近年の環境基準の達成状況をみると、河川では、球磨川、前川、氷川及び大鞘川の環境基準点6地点全てにおいて基準（BOD）<sup>8)</sup>を達成しています。海域では、八代地先海域の、水無川地先及び前川地先において、2013年度まで基準（COD）<sup>9)</sup>を超過していますが、その後は基準を達成しています。

また、環境基準点は設定されていませんが、水無川の下流には工場排水が流入しているため、依然として、汚濁負荷が高い状況にあります。

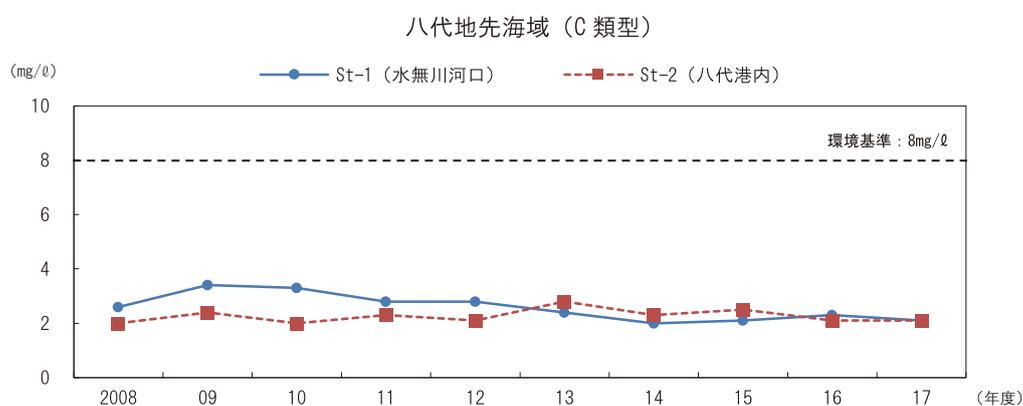
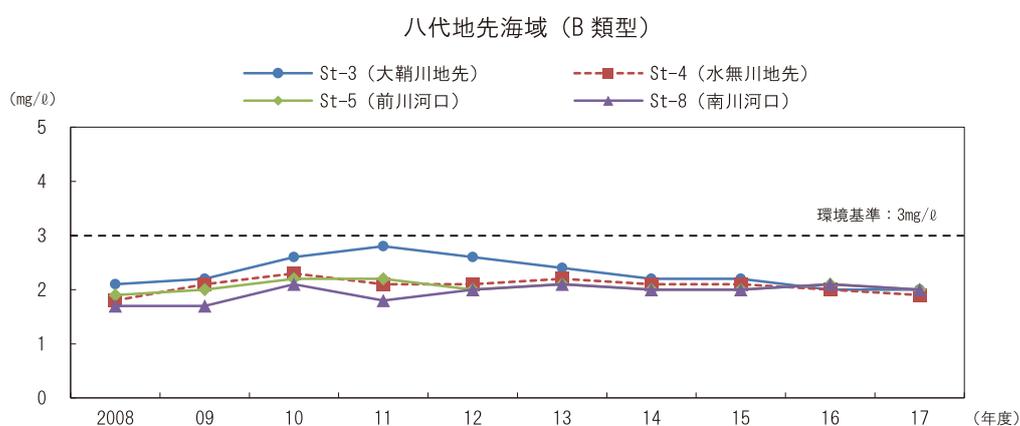
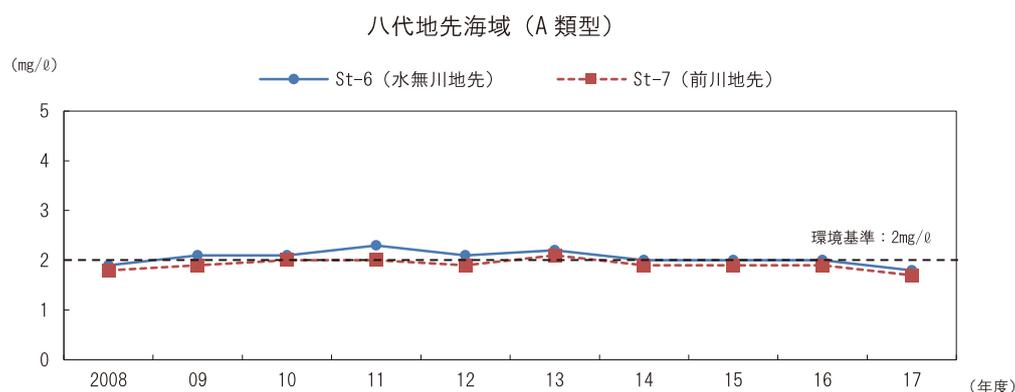
本市の汚水処理人口普及率<sup>10)</sup>は、2017年度末現在で69.8%であり、全国平均の90.9%と比較すると大変低い状況です。

閉鎖性が高い八代海の水質を保全していくため、事業場からの汚濁負荷削減を進めるとともに、下水道の整備や浄化槽の普及など、生活排水対策を推進していく必要があります。

### ■河川（環境基準点）の水質経年変化（BOD75%値）



■ 海域（環境基準点）の水質経年変化（COD75%値）



- 8) BOD（生物化学的酸素要求量）：河川や工場排水の汚濁具合を示す指標で、微生物が水中の有機物(汚染物質)を分解(無機化またはガス化)するときに消費した酸素の量のこと。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。
- 9) COD（化学的酸素要求量）：海域や湖沼、工場排水の汚濁具合を示す指標で、水中の有機物(汚染物質)を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもの。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。
- 10) 汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水施設が利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を市内総人口で除して算定した汚水処理施設の普及割合。

### ③地下水

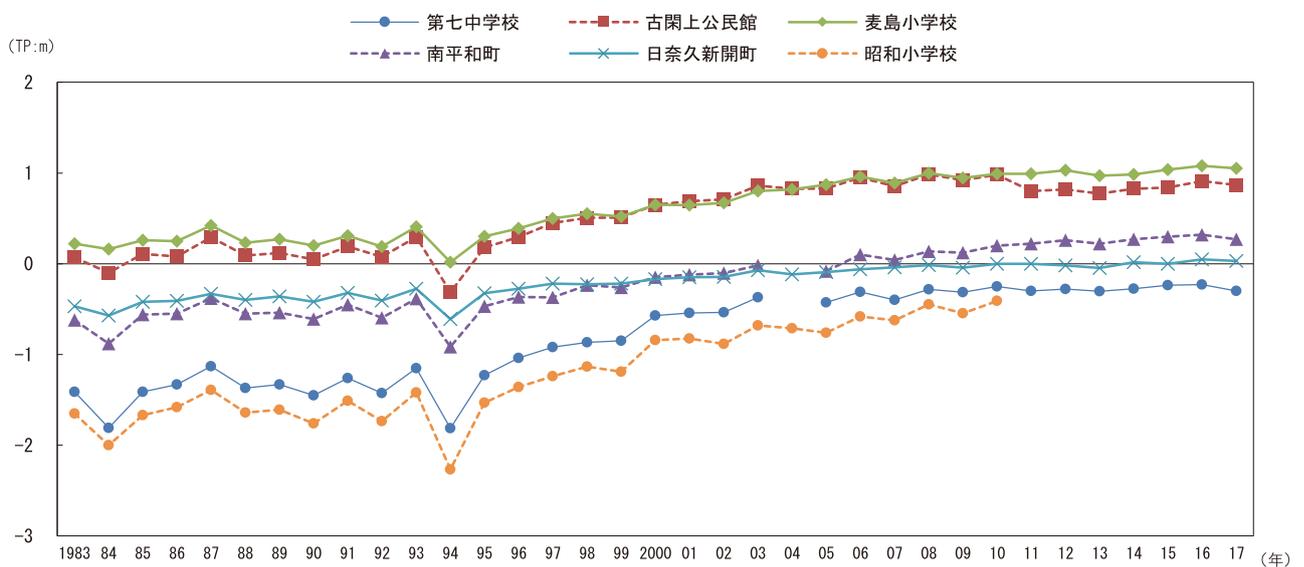
本市は、地下水を農業用、工業用、生活用水として利用しており、地下水への依存度が大変高い地域です。

近年の地下水位は、1994年の異常渇水以降、水位は徐々に回復し、その後はゆるやかな上昇、又は横ばい傾向にあります。

また、本市の一部地域では、自然由来と考えられる砒素やほう素などによる地下水汚染や海水が地下水に混入する塩水化が確認されています。

貴重な地下水資源を将来にわたって持続的に利用できるよう、地下水の質と量を保全していく必要があります。

#### ■地下水位（被圧地下水）の経年変化



※ 第七中学校観測井の2004年度データは欠測

※ 昭和小学校観測井については、2011年3月に撤去

出典) 八代市「八代市の環境第48報」



高田水源

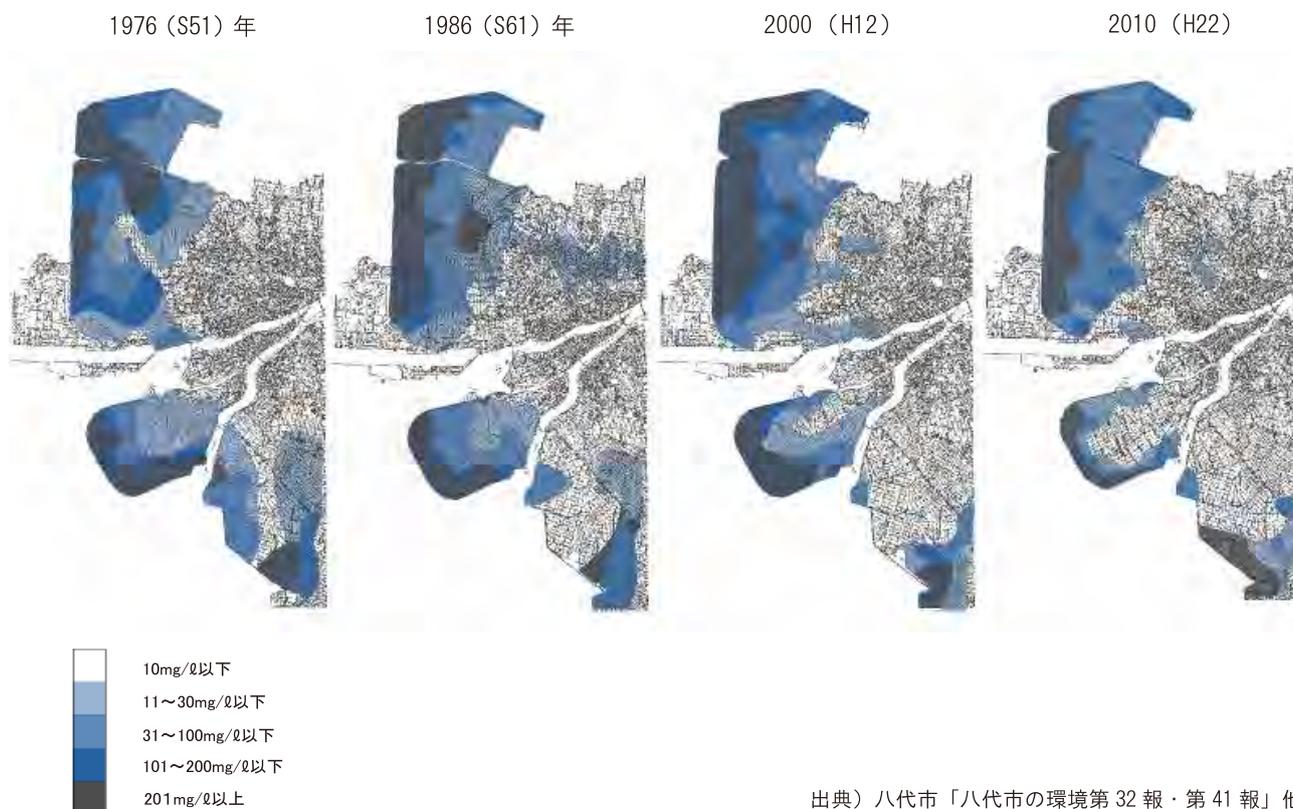
#### ■「熊本県昭和の名水百選」選定地

名称	所在地
如見水源	八代市岡町谷川
高田水源	八代市豊原下町
清水堂湧水	八代市東陽町早瀬
美生の滝	八代市東陽町美生
笹越湧水	八代市泉町柿迫
雁俣山の溪流	八代市泉町仁田尾
古屋敷水源	八代市泉町下岳

#### ■「熊本県平成の名水百選」選定地

名称	所在地
さくらの雫	八代市坂本町百済来上
子安観音	八代市妙見町
妙見中宮	八代市妙見町

## ■八代地域における塩水化の状況



### ④騒音・振動

交通騒音・振動に関して、近年、市が実施した自動車交通騒音調査では、国道 3 号及び県道八代鏡宇土線、県道八代港線などの主要幹線道路の一部において環境基準の超過が確認されています。

また、九州新幹線についても、市内の沿線地域において騒音の環境基準の超過が確認されており、引き続き、状況の把握に努めるとともに、関係機関と協力しながら、必要な要望などを行っていく必要があります。

### ⑤悪臭

本市は古くから製紙、繊維、酒造などの製造業が盛んであったこともあり、事業活動に伴う悪臭に対する苦情が多かった地域です。

工場における生産品目の変化や悪臭対策の強化などにより、近年は、規制基準の超過は見られていませんが、引き続き、主要な悪臭発生源に対する調査・指導を行っていく必要があります。

## ⑥公害苦情

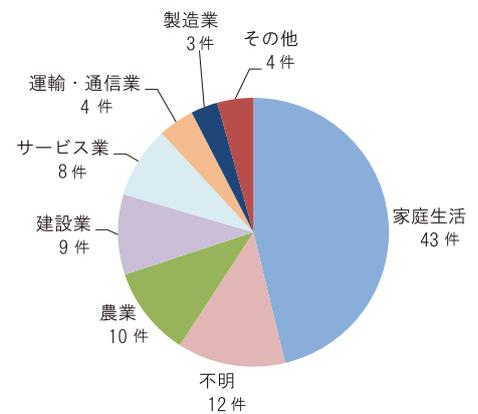
本市における過去 10 年間の典型 7 公害<sup>11)</sup>に関する苦情件数は、2009 年度をピークに、近年は、減少・横ばい傾向にあります。

また、かつては、工場・事業場や建設作業現場が苦情の主な発生源でしたが、近年は、野焼きに対する苦情のほか日常生活に起因する騒音や悪臭などの苦情も増加しており、多様化する諸問題への適切な対応が求められています。

■ 典型 7 公害に関する苦情申立件数



■ 典型 7 公害に関する苦情の発生源 (2017 年度)



出典) 八代市「八代市の環境第 48 報」

11) 典型 7 公害：環境基本法(第 2 条第 3 項)に公害として列挙されている、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下の 7 つの公害のこと。

## (2) 自然環境

### ①森林

九州山地の一部は、九州中央山地国定公園や五木五家荘県立自然公園に指定されているなど、優れた自然を有する景勝地となっています。

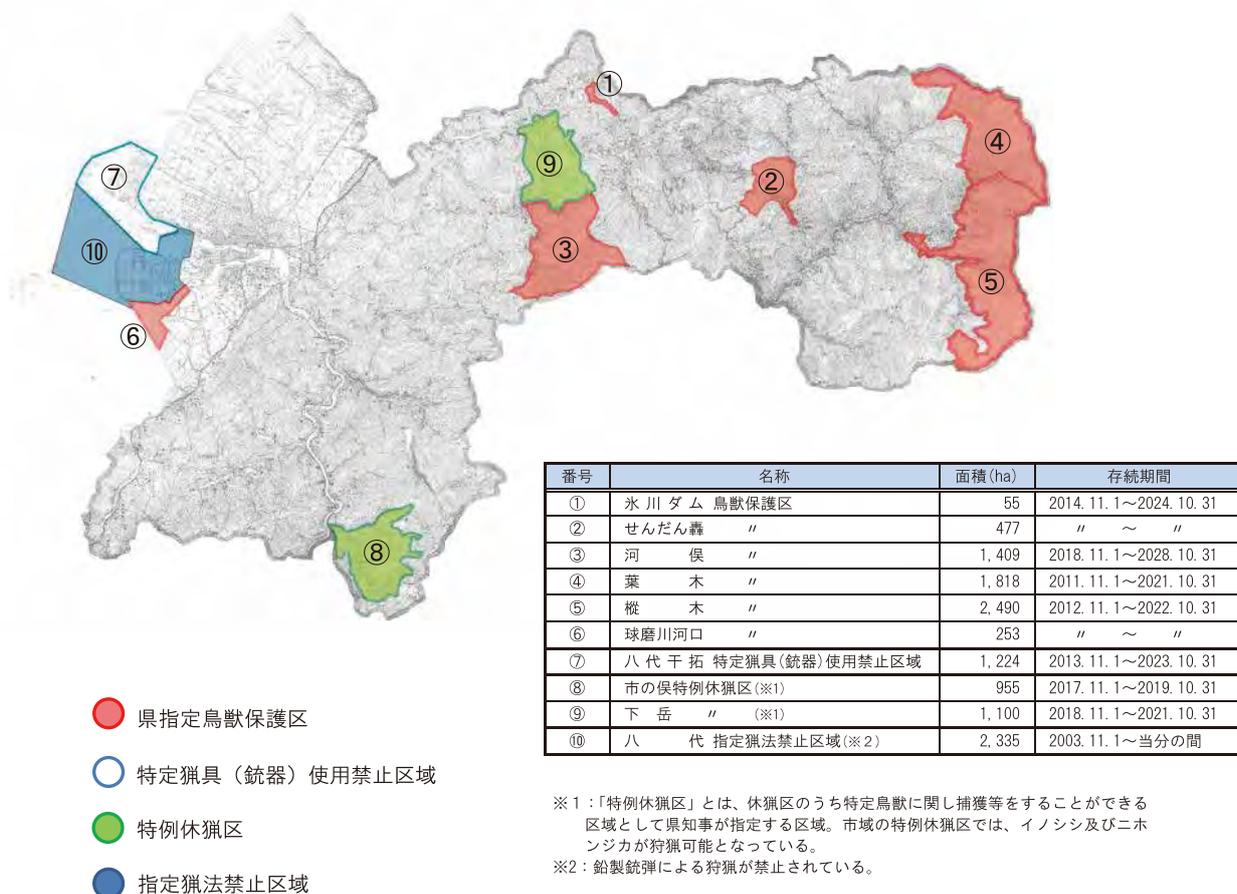
特に、五木・五家荘地域は、深い山々の緑、川辺川がきざむ渓谷やせんだん轟の滝など、手つかずのすぐれた自然景観が現存しており、また、石灰岩などの地層を挟んだ複雑な構造をしています。

このような地形・地質を反映し、希少な野生植物が数多く生育しています。植物ではクモノスダヤイブキシモチなどの好石灰岩植物が生息しているほか、動物では、カモシカ（国指定特別天然記念物）やヤマネ（国指定天然記念物）などの哺乳類が生息しています。

### ②里地里山

里地里山地域ではスギやヒノキなどの人工林に加え、シイ、カシなどの天然林が多く見られます。また、里山地域では、棚田などが整然と広がり、平野部では水田や畑が美しい田園風景をつくりだしています。

#### ■熊本県鳥獣保護区等位置図



出典) 熊本県「平成 30 年度熊本県鳥獣保護区等位置図」

## ■自然公園

自然公園法などに基づき指定されている自然公園として、市内には以下の3公園があります。

名称	関係市町村 (熊本県内)	指定 年月日	面積 (特別地域)	公園の概要
九州中央山地 国定公園	八代市、美里町 山都町、水上村 五木村	S57. 5. 15	14,615 <sup>※</sup> ha (14,600 <sup>※</sup> ha)	国見岳、市房山などの峰が連なっており、河谷が深く削られ、稀にみる深山幽谷地帯を形成している。五木五家荘及び一房山一帯の原生林地帯を有するとともに、平家落人伝説の里でも知られる。
芦北海岸 県立自然公園	八代市、水俣市 芦北町、津奈木 町	S31, 4, 1	4,480ha (490ha)	沈降海岸、断層海岸のすぐれた景観を呈し、特に沈降海岸特有の屈曲の多い海岸線と飛石の様な島々が絵画的な景観を形造っている。各所には景行天皇にまつわる史蹟、物語など人文景観も豊富であり、日奈久温泉を始めとする温鉱泉に恵まれている。
五木五家荘 県立自然公園	八代市、美里町 氷川町、相良村 五木村、山江村	S42, 9, 1	25,358ha (3,778ha)	茶臼山、仰鳥帽子岳などの山岳地帯、子別峰端海野などの高原地帯と氷川及び川辺川流域の峡谷とがすぐれた自然景観を呈している。随所に新緑、紅葉に映えた峡谷美が見られ、立神峡、高野山釈迦院、笹越峠などのすぐれた景勝地、展望地も多い。

※ 面積は熊本県内に係る指定面積。宮崎県域も含めた合計面積は 27,096ha(27,081ha)。

出典) 熊本県「自然公園区域図」

## ■貴重な野生動植物

文化財保護法及び熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例により、保護指定されている野生動植物のうち、以下の種が市内に生息生育しているとされています。

	指定区分及び種名
動物	国指定特別天然記念物：カモシカ 国指定天然記念物：ヤマネ 熊本県指定天然記念物：ベッコウサンショウウオ
植物	熊本県指定希少野生動植物：ミチノクフクジュソウ、カザグルマ <sup>※</sup> 、イワザクラ、カタクリ

※ カザグルマの生息地については、県条例に基づき生息地等保護区が指定されている。

出典) 熊本県環境特性図(解説書) 八代・芦北地域、泉村の自然、生物多様性くまもと戦略

## ■生物多様性保全上重要な湿地「日本の重要湿地 500」

市内では、以下の湿地が「日本の重要湿地 500」に選定されています。

湿地名	生物分類群	公園の概要
不知火干潟周辺	湿地性鳥類	ズグロカモメ、クロツラヘラサギの渡来地
球磨川河口	シギ・チドリ類	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が多い、シロチドリ、ソリハシギ、キアシシギ、ダイゼン、メダイチドリ、チュウシャクシギ、ハマシギ、アカアシシギの渡来地、希少なヘラシギの記録がある
	湿地性鳥類	ズグロカモメ、クロツラヘラサギの渡来地
	淡水魚類	タビラクチ、チワラスボ、チクゼンハゼ、エドハゼ、クボハゼ、トビハゼ、マサゴハゼ、ヒモハゼ、シロウオ、ショウキハゼ、シロチチブ、シラヌイハゼなどの生息地
	底生動物	有明海と共通する強内湾性の底生生物に南方系の底生生物が混じり、種の多様性が高い、干潟や塩性湿地の特徴的な底生動物が生息する

出典) 生物多様性くまもと戦略

### ③河川

本市には、日本三急流の一つである一級河川球磨川を主体とした球磨川水系、二級河川の氷川、鏡川、大鞘川、水無川、流藻川、二見川の計7水系があり、いずれの河川も八代海に流入しています。

#### 【球磨川水系】

球磨川の最大支川は川辺川であり、その源流・上流域は、ほとんどが九州山地に属する山岳地帯となっています。広大な自然林や急峻な渓谷が存在するなど、優れた自然景観が現存し、清冽な溪流にはベッコウサンショウウオ（県指定天然記念物）やカジカガエルなどの両生類、ヤマメやタカハヤなどの魚類、サワガニなどが生息しています。

また、中流域となる人吉市で川辺川と合流した球磨川は、数多くの瀬がある球磨村の山間狭窄部を流下し、坂本町に至り、その後、球磨川本流、前川、更には南川と分岐し、八代海へ流入します。

これらの地域では、アユやオイカワ、希少なタナゴ類などが生息していますが、ブラックバスなどの特定外来生物の定着も確認されています。

また、球磨川堰、新前川堰から下流域は、干満の影響を受ける汽水域<sup>12)</sup>となっており、まとまったヨシ原が現存するほか、シオマネキやオカミミガイなどの希少種をはじめ、海と川を回遊するモクズガニなど、多様な動植物の生息が確認されています。

なお、坂本町に設置されていた荒瀬ダムは、熊本県により撤去工事が進められ、2018年3月には、全国初となるダムの撤去が完了しました。



球磨川下流



荒瀬ダム撤去後の球磨川

#### 【氷川水系】

上流域は、九州山地に属する山々が連なる奥山・里山的な環境となっています。また、氷川ダムによるダム湖もあり、河俣川と合流する中流域においては、アユやオイカワなどの魚類が生息しています。

平野部を流れる下流域では、カジカやヤリタナゴなどの希少種のほか、アユやカワムツなどの魚類が生息しています。また、汽水域では、希少な貝類やムツゴロウなどの魚類の生息も確認されています。

#### ④海域

八代海は、別名「不知火海」とも呼ばれ、熊本県と鹿児島県に囲まれた約 1,200km<sup>2</sup> の面積を有する、閉鎖性が高い海域です。

本市が接する湾奥部から球磨川河口域にかけては、河川などを通して陸域からの影響を受けやすい特性があり、底質の悪化や底層の夏季の低酸素化が指摘されています。

また、本市では、潮の干満差が最大約 4mに達するため、沿岸部には広大な干潟が広がります。八代海に現存する干潟の 75%に相当する約 3,000 ヘクタールの干潟が本市沿岸に存在しており、アサリやハマグリ、アナジャコなどの水産資源をはじめ、ミドリシャミセンガイやオサガニなどの希少な生き物が多く生息しています。

また、球磨川や氷川河口などには、多くの餌を求めて、クロツラヘラサギやズグロカモメなどの希少種のほか、シギ・チドリ類などの渡り鳥が数多く飛来しており、これらの地域一帯は、「日本の重要湿地 500」や「重要野鳥生息地 (IBA)」に選定されています。

なお、球磨川河口は、2004 年 8 月、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (シギ・チドリ類)」に参加認証された場所であり、また、2012 年 11 月には熊本県指定鳥獣保護区に指定されています。



球磨川河口干潟 (右岸)



八代海の夕景

---

12)汽水域：河川の淡水と海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水域。

### (3) ごみ処理

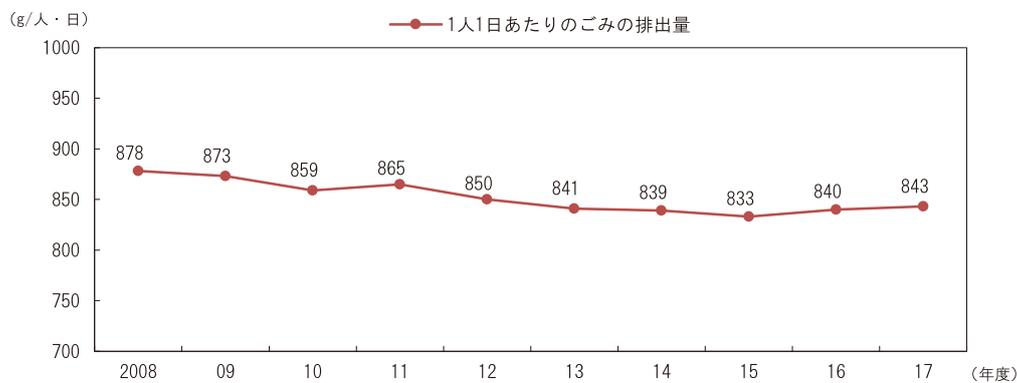
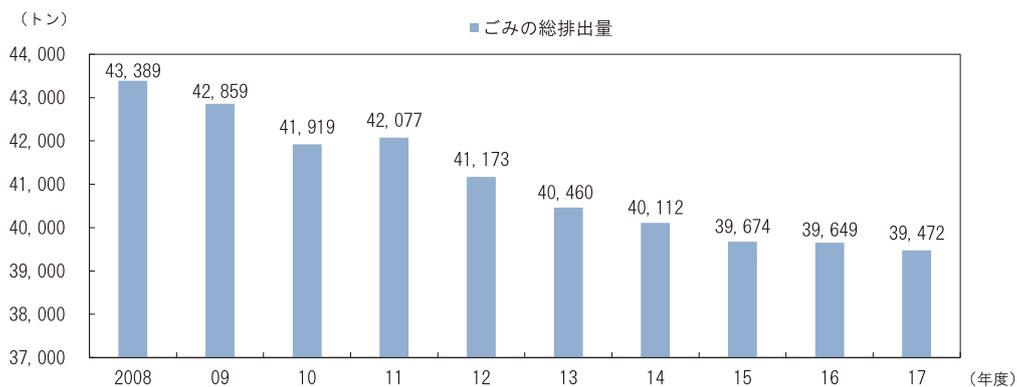
有料指定袋制度や資源物の対象品目の拡充などにより、ごみの総排出量は 2008 年度から減少傾向となっています。

一方で、2010 年の「ごみの非常事態宣言」発令以降、ごみの減量化に関する周知や広報活動を強化してきましたが、2017 年度の「燃えるごみの組成調査」では、燃えるごみの中に約 23%の資源物が混在しており、また、生ごみが燃えるごみの約 43%を占めているなど、今後も引き続き、3R を推進するなどにより、ごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

また、これまで、旧八代及び坂本管内のごみは清掃センター、千丁・鏡・東陽・泉管内のごみは、八代生活環境事務組合クリーンセンターで処理されていましたが、2018 年 7 月のエコイトやつしろの一部供用開始に伴い、本市で発生するごみはすべて当該施設で処理しています。

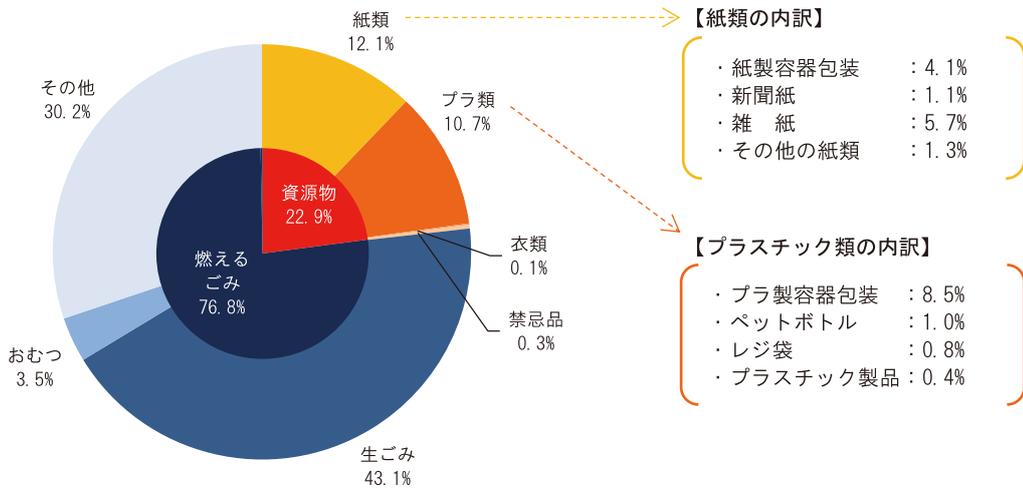
資源の分別ルールや施設への搬入基準の明確化など、市民への分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

#### ■八代市のごみの総排出量と 1 人 1 日あたり排出量の推移



出典)「八代市一般廃棄物処理基本計画 <ごみ編>」

■家庭から排出される燃えるごみの組成状況（2017年度）



出典)「八代市一般廃棄物処理基本計画〈ごみ編〉」

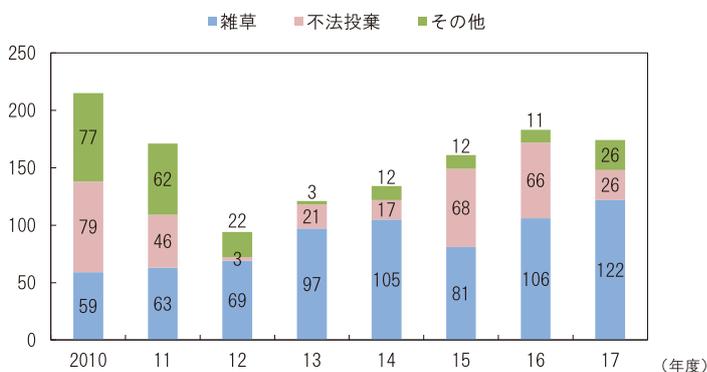
(4) 地域環境

ごみのポイ捨て、犬のフンの後始末、ごみの分別マナーなど、個人のモラルに起因する問題に加え、管理がなされていない空き地などにおける雑草の繁茂や害虫の発生に対する市民からの相談や苦情が非常に多くなっています。

また、主に干拓により形成された平野部においては、勾配がほとんどないため、水路や側溝では水の滞留による水質の悪化や悪臭の発生が見られます。

環境月間などにおける町内一斉清掃や「くまもとみんなの川と海づくりデー」などによる、全市的な清掃・美化活動を呼びかけ、良好な地域環境を創出していくとともに、土地の所有者に対する定期的な雑草の刈り取りやオオキンケイギクなどの特定外来生物の適正な駆除について、周知・啓発を図っていく必要があります。

■雑草の繁茂などに関する苦情申立件数



雑草が繁茂した空き地

出典) 八代市「八代市の環境第48報」

## (5) 地球環境

地球環境問題は、その被害が国境を超え、広く影響を及ぼすことから、国際的にその対策が進められています。

特に地球温暖化は、人類の生存基盤の存続に関わる深刻な環境問題です。2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みである「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えることなどを長期目標として掲げ、各国に2020年以降の温室効果ガスの削減目標などを定めることを求めています。

国では、地球温暖化対策計画において、中期目標として、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを26%削減するとの目標を掲げ、対策が進められています。

国の2016年度の温室効果ガスの排出量は、13億700万トン-CO<sub>2</sub>となっており、2013年度比では7.3%減少しています。

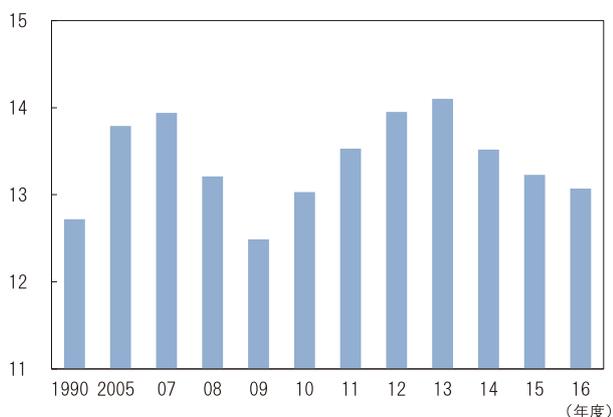
熊本県の2015年度の排出量は、1,192万1千トン-CO<sub>2</sub>となっており、近年、節電への取組や再生可能エネルギーの導入増加、原発の再稼動に伴う電力の排出係数の低下により、温室効果ガスの排出量は減少しています。

本市の2015年度の排出量は、99万7千トンとなっており、熊本県と同様に、2013年度をピークに減少傾向にあります。2015年度の排出量を部門別にみると、産業部門が約32%を占め最も多く、次いで、運輸、業務部門となっており、すべての部門で温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

また、このほか、近年では、マイクロプラスチックによる海洋汚染や有害廃棄物の越境移動などの地球環境問題が顕在化してきています。

■日本における温室効果ガス総排出量の推移

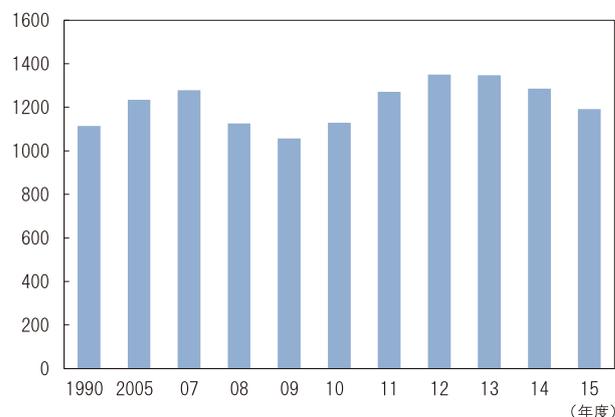
(億トンCO<sub>2</sub>)



出典) 環境省「平成28年度の温室効果ガス排出量(確報値)」

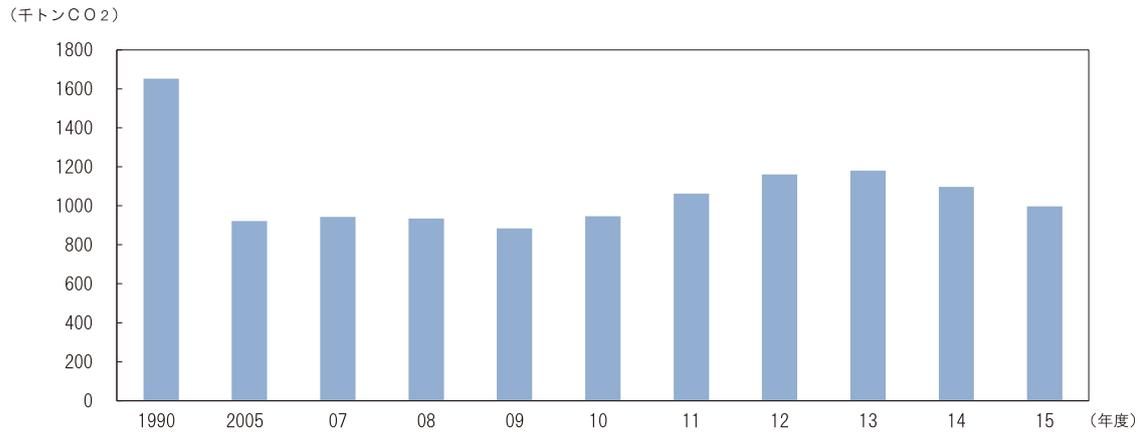
■熊本県の温室効果ガス総排出量の推移

(万トンCO<sub>2</sub>)



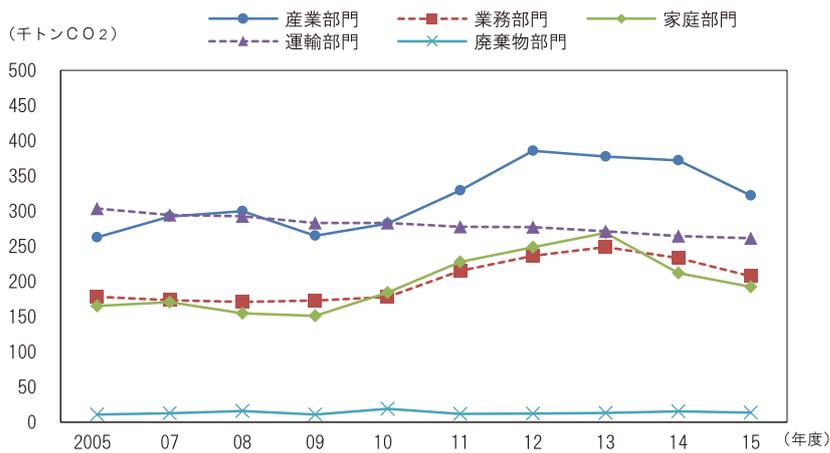
出典) 熊本県「熊本県の平成27年度温室効果ガス排出量」

■本市の温室効果ガス総排出量の推移

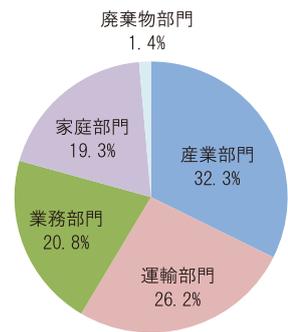


出典) 環境省「平成 28 年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」

■本市の温室効果ガス部門別排出量の推移



2015 年度部門別排出量



出典) 環境省「平成 28 年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」

## (6) 環境学習・環境教育

本市では、環境学習出前講座や自然観察会などを通して、環境保全に関する啓発を行うとともに、市内の小・中・特別支援学校においては、「熊本県学校版環境 ISO コンクール」に全学校が取り組むなど、環境教育の推進を図ってきています。

一方で、近年、まちづくり出前講座などによる環境学習の機会は減少傾向にあります。市民の環境意識の向上及び環境保全行動の促進を図るためには、今後、様々な機会を捉えて、環境保全に関する啓発や情報提供に努めていく必要があります。

また、本市では、環境保全活動に熱心な環境活動団体などによりさまざまな環境イベントや学習会が企画・開催されており、環境活動の側面において、他市にはない環境活動団体と市民相互の強いつながりや協力体制が見られます。

市と環境活動団体との役割分担のもと、エコイトやつしろを環境学習の拠点として活用しながら、環境学習・環境教育の充実を図っていく必要があります。

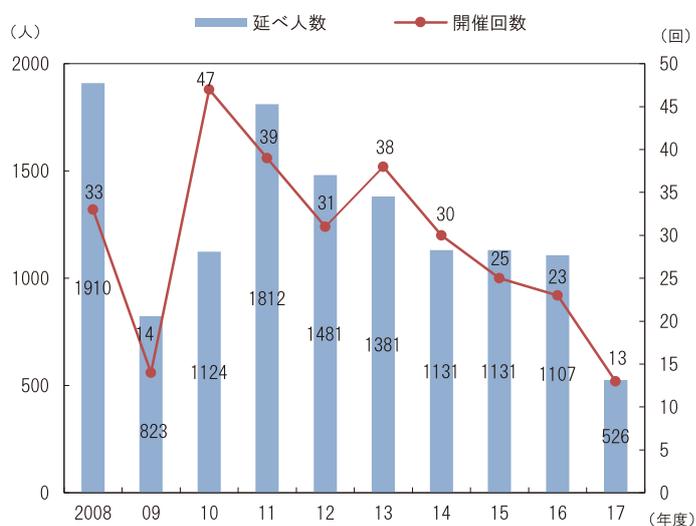


水生生物観察会



エコイトやつしろ 環境学習コーナー

### ■ 「まちづくり出前講座（環境学習関係）」開催状況



まちづくり出前講座の様子

### 3. 市民・事業者の環境意識

市民・事業者の環境意識の変化などを把握するため、市民4,000人（16歳以上）、事業所500事業所に対して、アンケートを実施しました。

【2017年度アンケート回収率】

市民アンケート 39.7%（2007年度：31.6%、2013年度：32.5%）

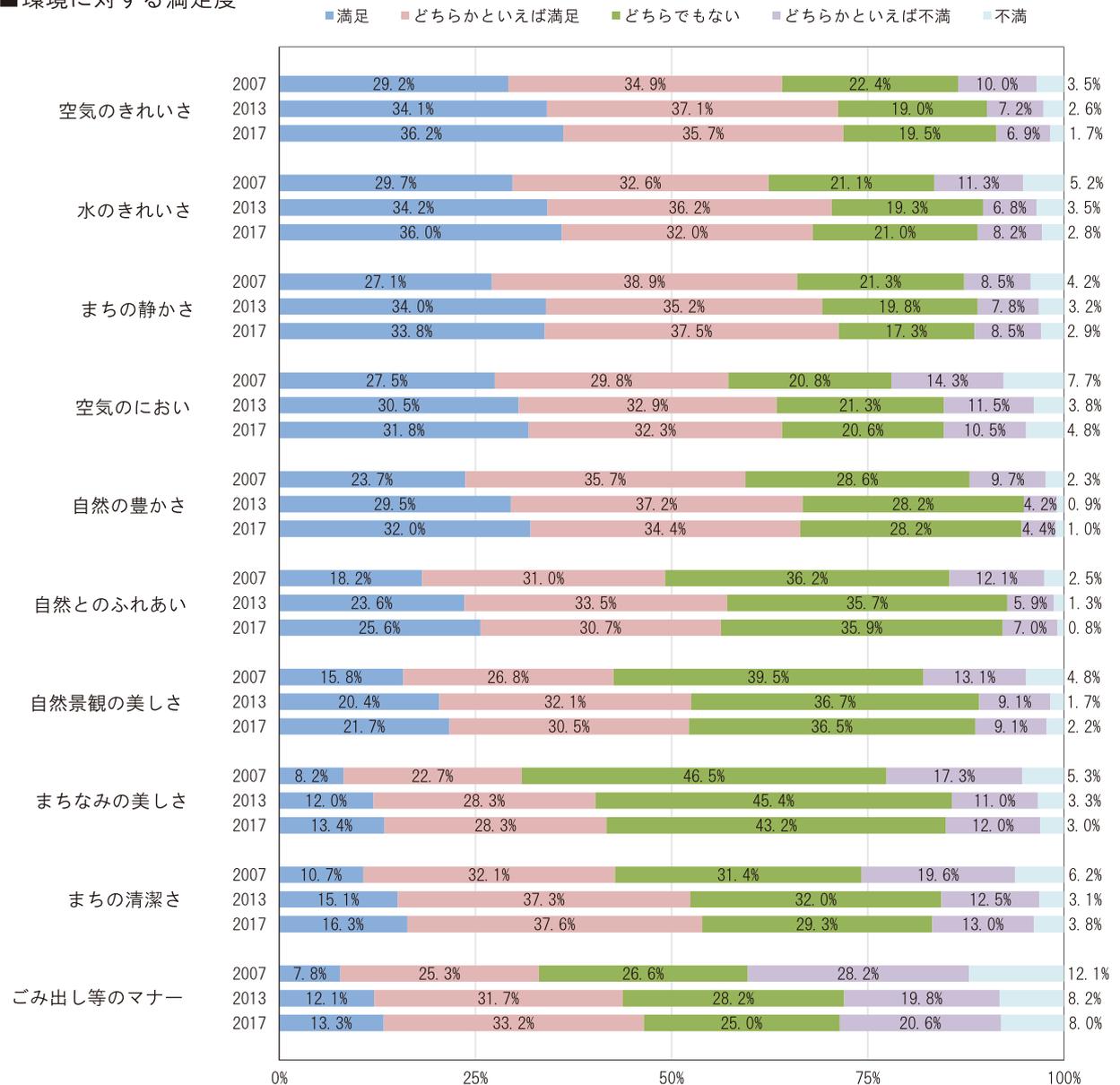
事業所アンケート 46.8%（2007年度：38.2%、2013年度：43.0%）

#### （1）市民の環境意識

##### ①環境の現状に対する認識

「まちなみの美しさ」、「ごみ出し等のマナー」以外の項目については、半数以上が満足またはどちらかといえば満足と回答しており、これまでのアンケート調査結果と比較すると、ほぼすべての項目において「満足」との回答が増加しています。

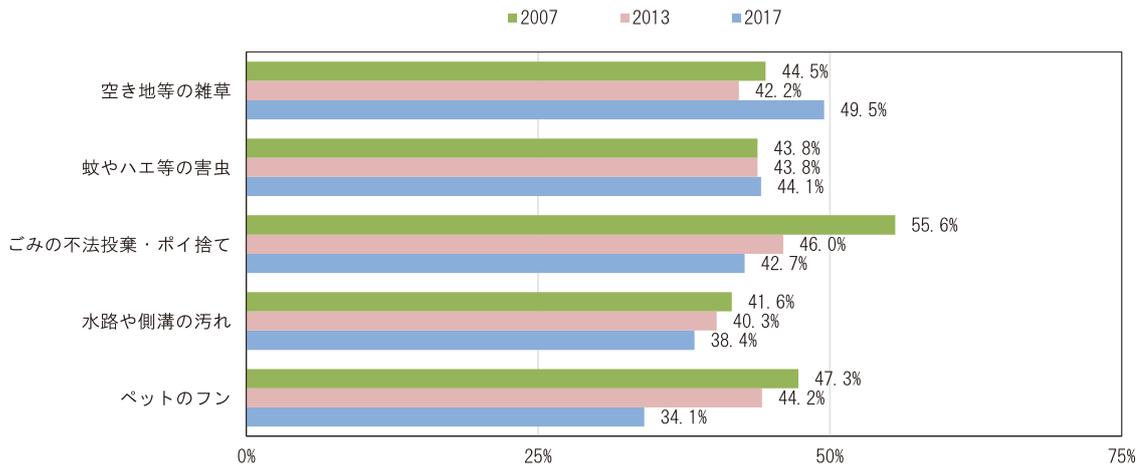
##### ■環境に対する満足度



## ②地域環境に対する要望

日常生活を送るうえで、約半数が「空き地等の雑草」について改善してほしいと思っており、次いで、「蚊やハエ等の害虫」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」などへの要望が高くなっています。また、地域別にみると、山間部では「有害鳥獣の増加」に対する要望が上位となっています。

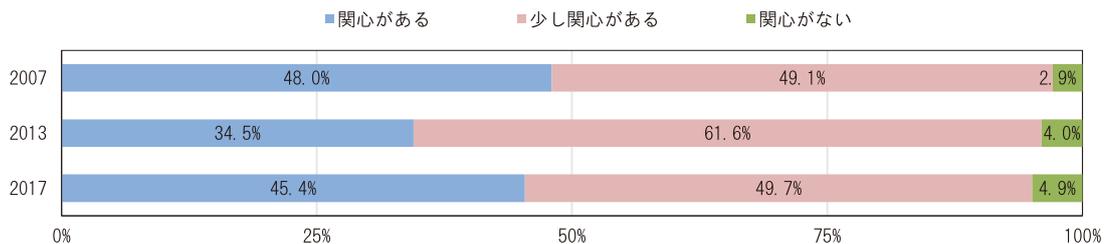
■地域環境に対する改善要望（上位5位）



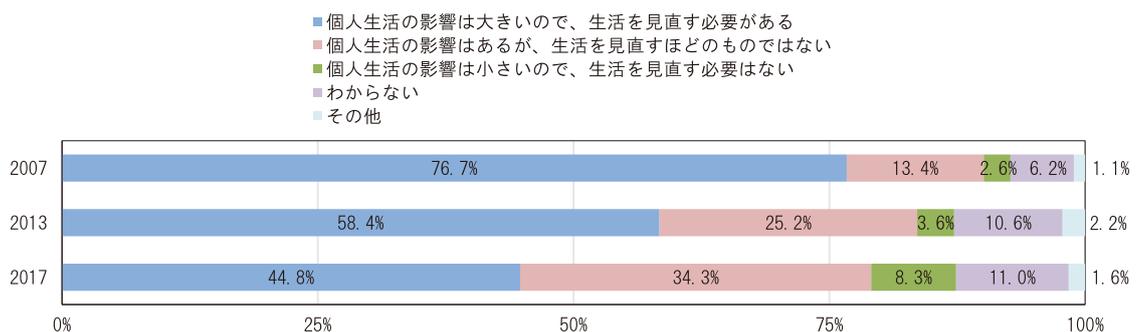
## ③環境保全に対する関心度

ほとんどの市民が環境問題に少なからず関心を持っています。また、環境をより良くするために、「個人生活の影響は大きいので、生活を見直す必要がある」と考えている市民は多いものの、これまでのアンケート調査結果と比較すると、その回答割合は減少しています。

■環境問題に対する関心度



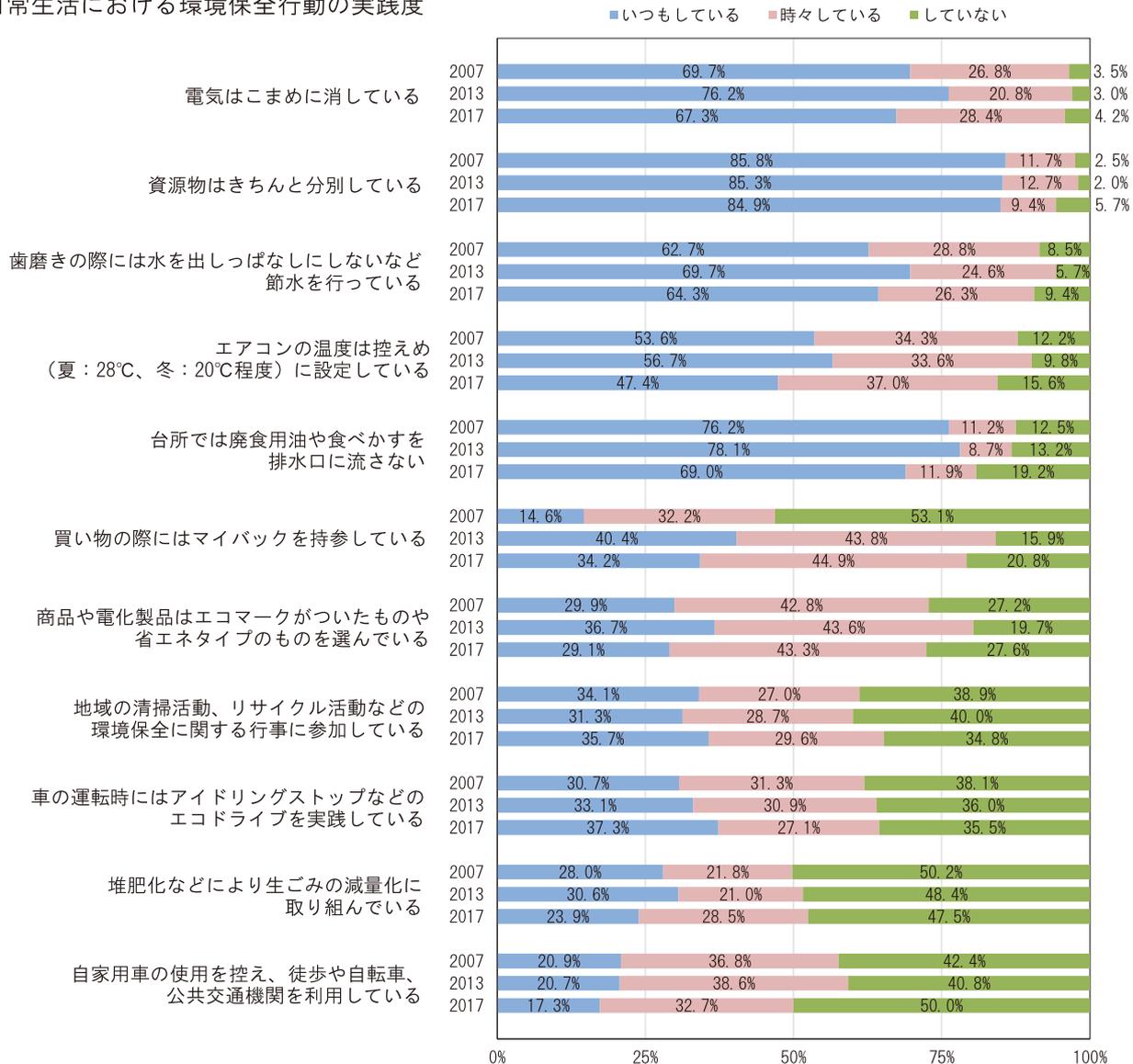
■今後の日常生活のあり方に対する考え



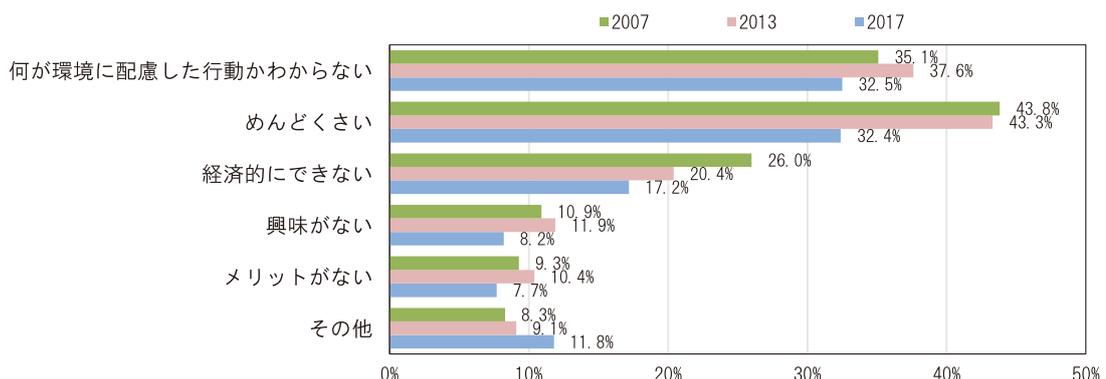
#### ④環境保全行動の実践度

家庭で簡単にできる節電や節水、資源物の分別などの取組は多くの市民が実践していますが、例えば「生ごみの堆肥化」など、経済的な負担や継続的な取組が求められる分野の取組はあまり実践されていません。また、環境保全行動ができていない理由としては、「何が環境に配慮した行動かわからない」、「めんどくさい」に次いで、「経済的にできない」となっています。

■日常生活における環境保全行動の実践度



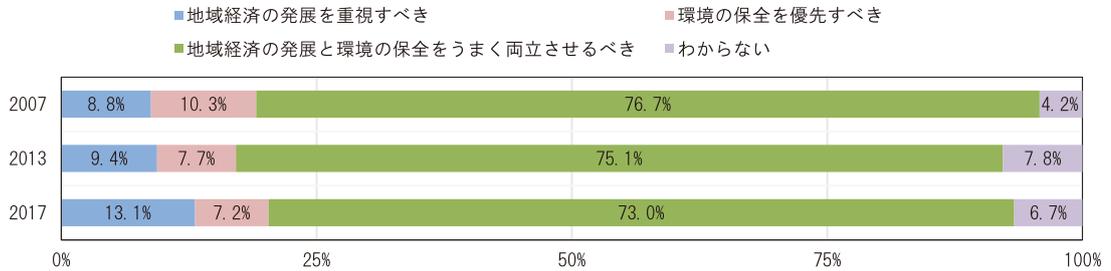
■日常生活において環境保全行動ができていない、またはやっていない理由



## ⑤地域経済と環境保全との関係

約73%が地域経済の発展と環境保全との両立を望んでいます。

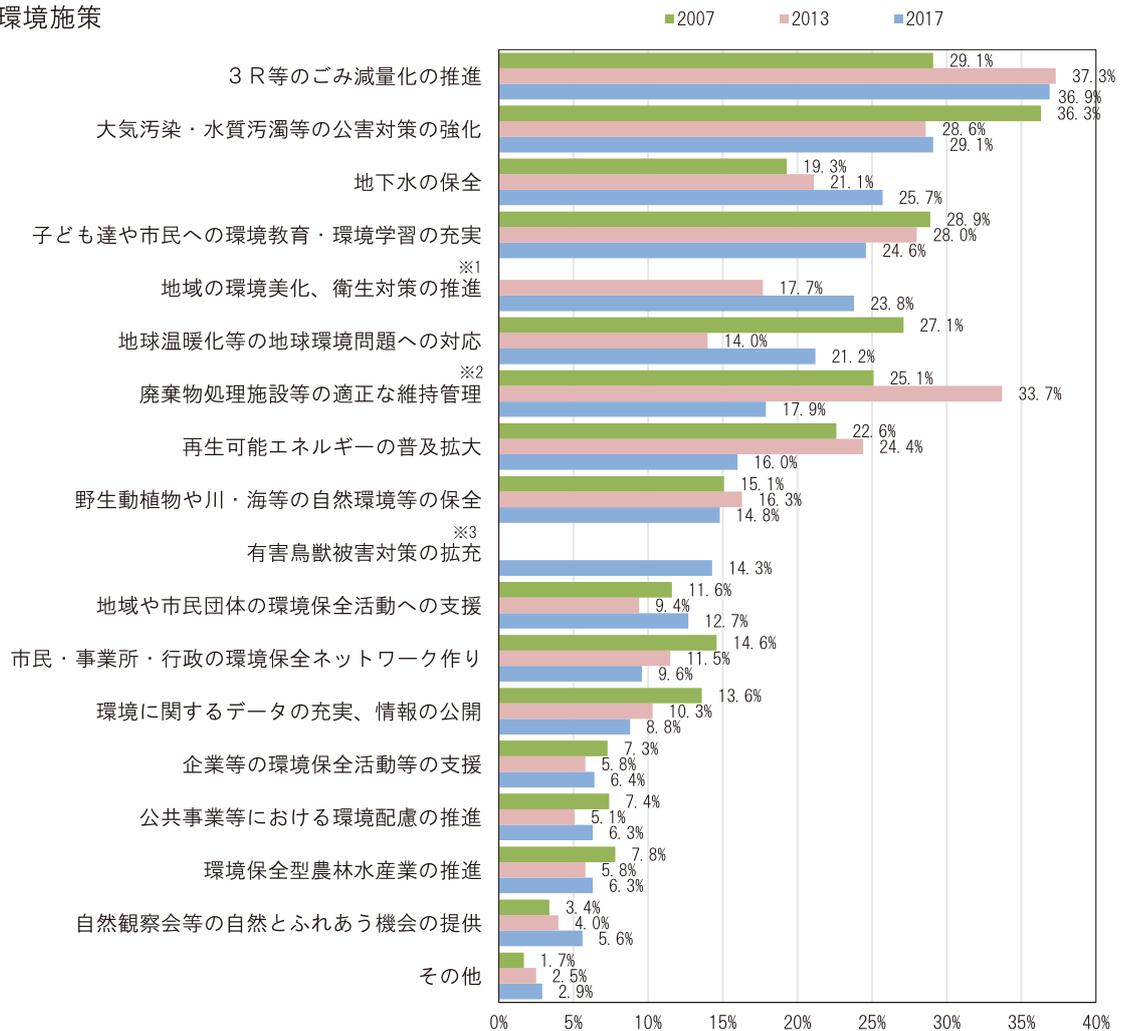
### ■地域経済と環境保全との関係に対する考え



## ⑥市に望む環境施策

廃棄物対策や公害対策、地下水の保全、環境教育の充実などに対する要望が高くなっています。

### ■市に望む環境施策



※1 2013 調査から選択肢に追加

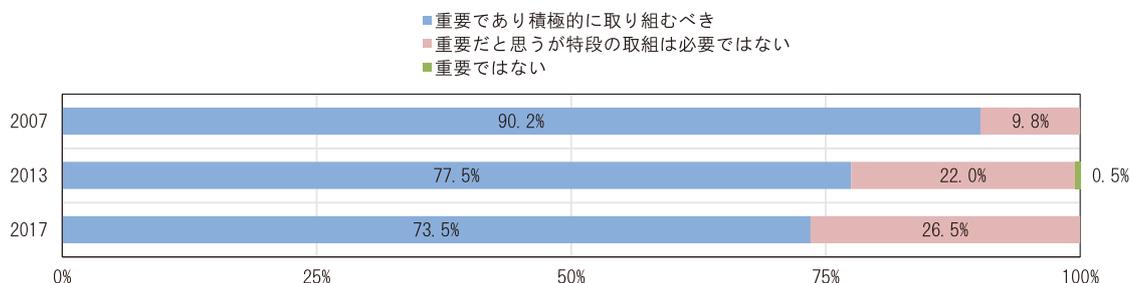
※2 2007 及び 2013 調査では選択肢が「廃棄物処理施設の整備」

※3 2017 調査から選択肢に追加

## (2) 事業者の環境意識

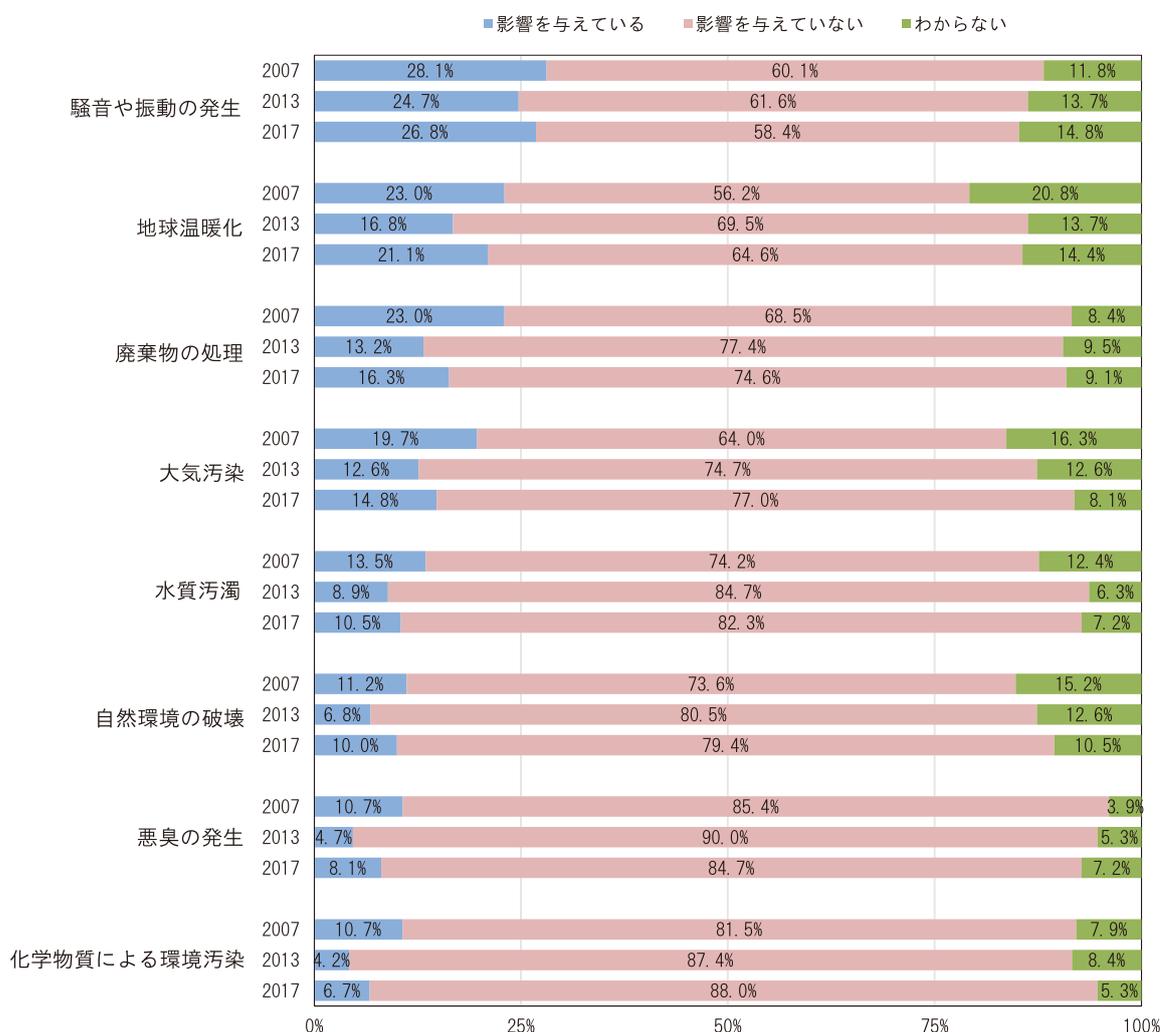
### ①環境保全に対する認識

約74%の事業者が環境保全は重要であり、積極的に取り組むべきと考えていますが、その回答割合は減少傾向にあります。



### ②事業活動による周辺への環境影響に対する認識

周辺環境に影響を与えているものとして最も多かった項目は、騒音や振動の発生となっていますが、全ての項目において、半数以上の事業者が自社の事業活動では地域又は地球環境に影響を与えていないと認識しています。

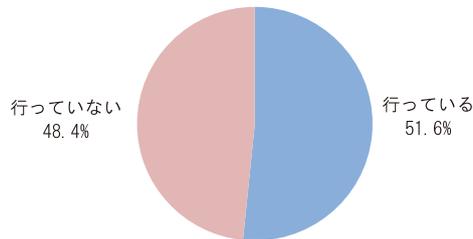


### ③環境保全対策の実践度

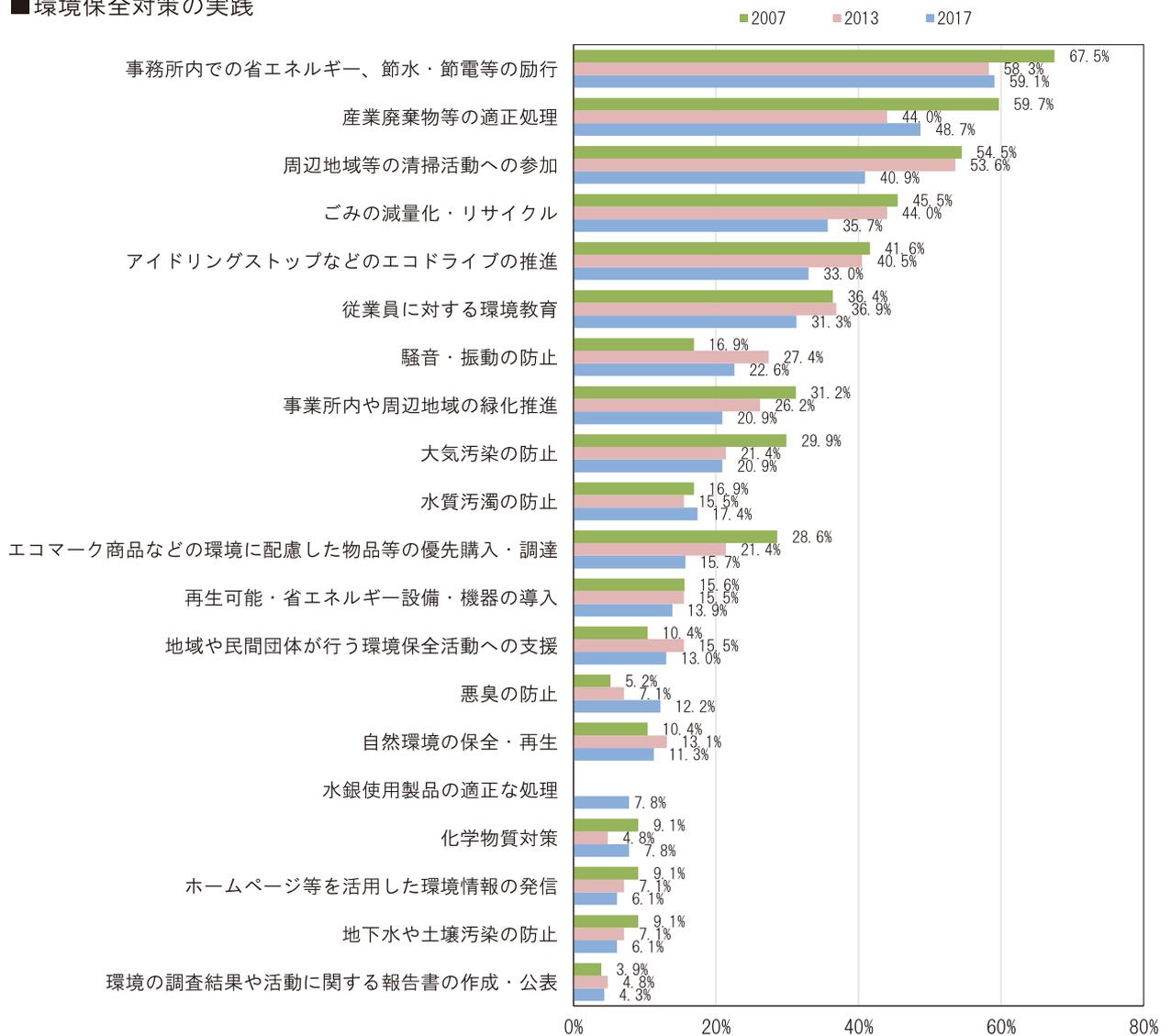
環境保全に関する取組を行っている事業者は、約 52%となっています。省エネ・省資源の取組や産業廃棄物などの適正処理、地域の清掃活動への参加などは比較的行われていますが、環境報告書などを作成・公表している事業者は非常に少なく、また、ISO14001 などの環境マネジメントシステムを導入している又は導入を検討している事業者は、約 18%となっています。

環境保全対策を行わない理由としては、「人的・時間的に余裕がない」との回答が最も多くなっています。

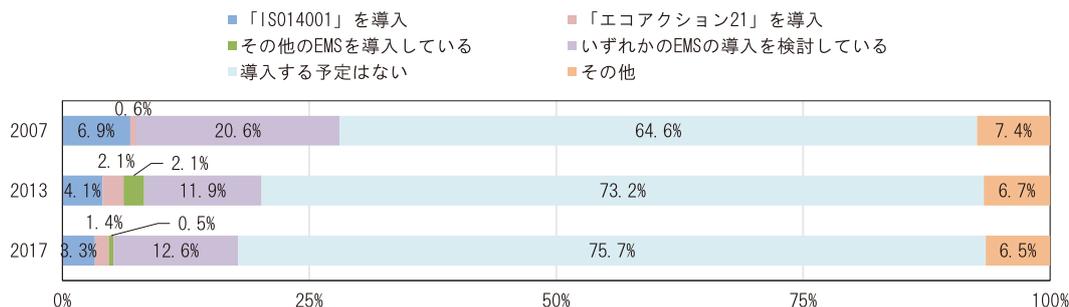
#### ■環境保全に関する取組の実践



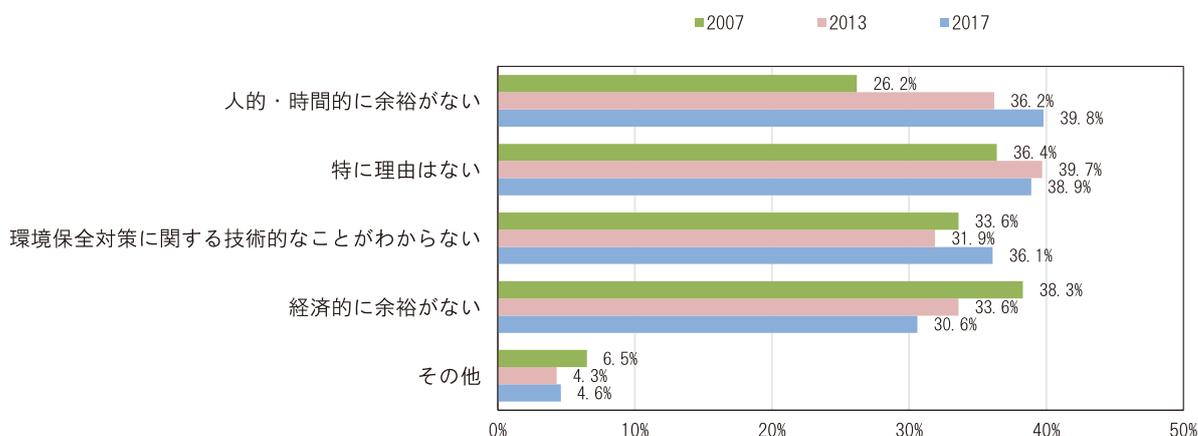
#### ■環境保全対策の実践



## ■環境マネジメントシステムの導入



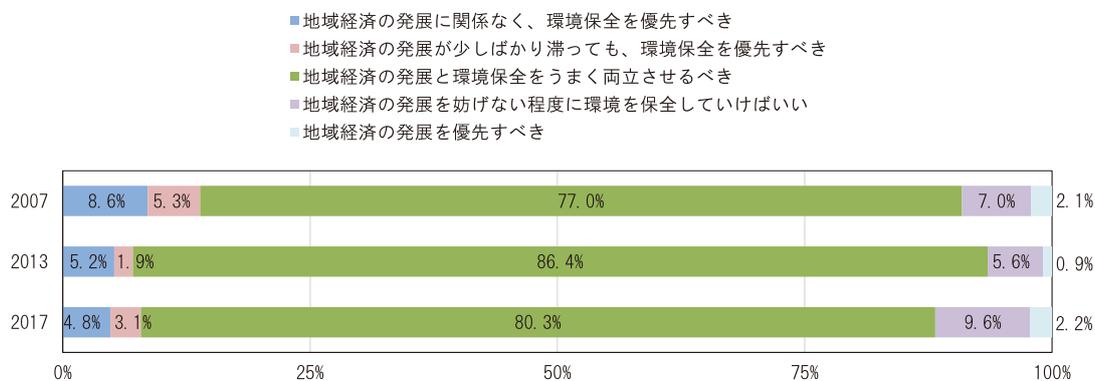
## ■環境保全対策を行わない理由



## ④地域経済と環境保全との関係

約80%が「地域経済の発展と環境保全をうまく両立させるべき」と考えています。

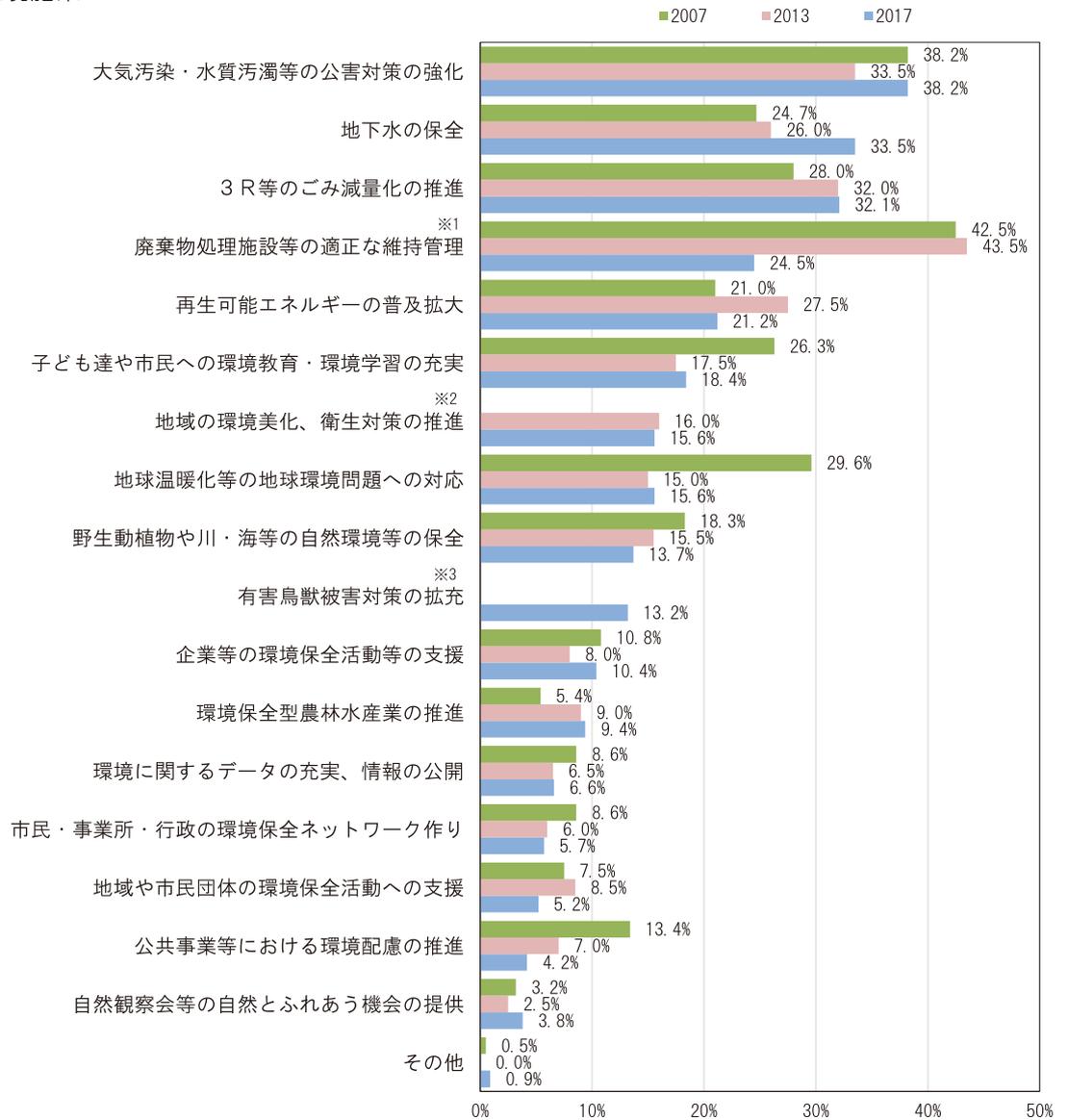
## ■地域経済と環境保全との関係に対する考え



## ⑤市に望む環境施策

公害対策や地下水の保全、廃棄物対策などに対する要望が高くなっています。

### ■市に望む環境施策



※1 2007 及び 2013 調査では選択肢が「廃棄物処理施設の整備」

※2 2013 調査から選択肢に追加

※3 2017 調査から選択肢に追加

## 第3章 計画の目標



## 1. 基本的な考え方

本計画は、基本条例第3条に掲げる基本理念のもと、2019年度から2026年度の8年間の取組を念頭に置き策定するものですが、環境保全意識の高まり、地球環境問題への対応や生物多様性の保全など、環境問題のなかには、短期間では効果や結果が見えにくい分野があります。

そのため、第1次基本計画では、概ね三世代後の地域社会を想定した環境面での超長期的なビジョンを定め、目指す環境像や環境保全に関する施策の方向性を示し、各施策を推進してきたところです。

本計画を策定するに当たっても、引き続き、市の環境の現状と課題から見出される対策のみならず、超長期的な視点で市の将来を展望したうえで、総合的・計画的に施策を展開していくことが重要と考えます。

このような考えから、第1次基本計画で示された「超長期的な環境ビジョン」を継承しつつ、また、第2次総合計画との整合を図りながら、目指す環境像及び環境目標を示すこととします。

## 2. 超長期的な環境ビジョン

### (1) 将来イメージ

環境面における市の将来を超長期的に展望した場合、理想的なイメージは次のとおりです。

全市民が高い環境意識を持ち、環境負荷を極限まで低減している持続可能な地域社会

### (2) 将来のあるべき姿

「将来イメージ」を実現するために、私たちに求められる「将来のあるべき姿」は、次の3点です。

○各主体の有機的なパートナーシップにより、環境保全行動に対する理解が深まり、家庭や地域で環境に配慮した行動が着実に実践されている

○受け継がれてきた多様な自然とふれあうなかで、自然を大切に思う心が育まれている

○積極的に先進的な技術などを取り入れ、経済活動や日常生活に伴う環境負荷が一層低減されている

### (3) 三世代後を見据えた具体的なデザイン

「将来イメージ」を見据え、市を構成している要素の概ね 100 年後を具体的にデザインすると、次のとおりです。

**(市街地)** 再生可能エネルギーの普及・利用が進み、屋上・壁面緑化を施した創エネ・省エネ型のビルや自然と調和した家々が軒を連ね、スマートコミュニティのなかを省エネ・無公害の自動車が走行している。

**(山間地)** 五家荘などの自然が多く残る地域では、地域特有の資源をいかした体験型・滞在型観光の振興により、余暇を利用して都市部から多くの家族が訪れ、森の息吹に囲まれながら、スローライフを楽しんでいる。また、林業従事者と市民ボランティア協働の森づくり運動により、森林は手入れの行き届いた健全な状態で管理されている。

**(里地里山)** 良質な水に恵まれた八代平野には美しい水田が整然と広がり、里山地域の棚田や果樹園の実りの多さとともに、イ草の緑、稲穂や柑橘類の黄、トマトの赤などの季節特有の色彩や、タガメやオタマジャクシなどの生き物たちのにぎわいが四季を感じさせている。

**(川・海)** 川の水は清く、シラスやアユがのぼり、水辺で無邪気に遊ぶ子どもたちの笑顔がそこそこに満ち溢れている。また、九州山地から流れ込んだ栄養分が、八代海の豊かな生命を育み、持続可能な漁業が営まれている。干潟では親子が澄みきった青空のもと潮干狩りを楽しみ、その上空を長い渡りの途中、エサを採り、羽を休めるために訪れた水鳥たちが優雅に舞っている。

**(くらし)** 幼い頃からの環境学習が実を結び、学校、企業、地域、家庭などあらゆる場において、“もったいない”を基調とした省エネやごみゼロ運動、地産地消が当たり前のこととして行われるなど、市民や事業者の資源を大切にする環境意識が一層醸成されている。また、個人のモラルの高まりとともに、つながりの強いコミュニティが作り上げられ、地域は積極的なボランティア活動により清潔に保たれている。

**(社会)** 市民・事業者・行政全てが「環境」を一つのキーワードとしたライフ・ビジネススタイルを志向した結果、“ゼロ・ウェイスト”の街となり、経済の発展と環境保全が両立した地域社会が形成されている。

### 3. 目指す環境像

これまでの環境行政の継続性を確保するとともに、第2次総合計画との整合・連動を図る観点から、本計画の目指す環境像を、次のとおり設定します。

<環境像>

人と自然が調和するまち やつしろ

《基本理念》

九州山地に広がる森林、二次的自然である里地里山、球磨川や氷川に代表される河川、干潟が広がる八代海など、本市は多様で豊かな自然環境を有しています。

しかしながら、私たちは、身のまわりの自然を当たり前のもので捉え、便利さを追求するあまり、日常生活や事業活動を通じて、地域や地球環境に対して一方的に負荷を与え続けてきました。

このような近年の社会経済構造や生活様式の定着などにより、温室効果ガスの濃度が増加し続けているなど、自然界の許容量をはるかに超える形の負荷が蓄積されており、このままでは多大な負の遺産を将来に引き継ぐばかりでなく、生存基盤そのものの存続も危惧されています。

これまでは、公害対策を主眼とした規制的手法により、ある程度の環境の改善が図られてきましたが、循環型社会の推進や地球温暖化への対応など、現代の環境問題の解決には、一人ひとりの意識や行動が大きいウエイトを占めるといっても過言ではありません。

このような状況を踏まえ、高い環境意識を持ち、実際に行動する「ひとづくり」を基軸とし、市民の環境意識を高め、環境行動の輪を広げる一方で、私たちの生活を支える自然の機能を改めて認識し、その恩恵に感謝しながら共に生きていくことが重要と考えます。

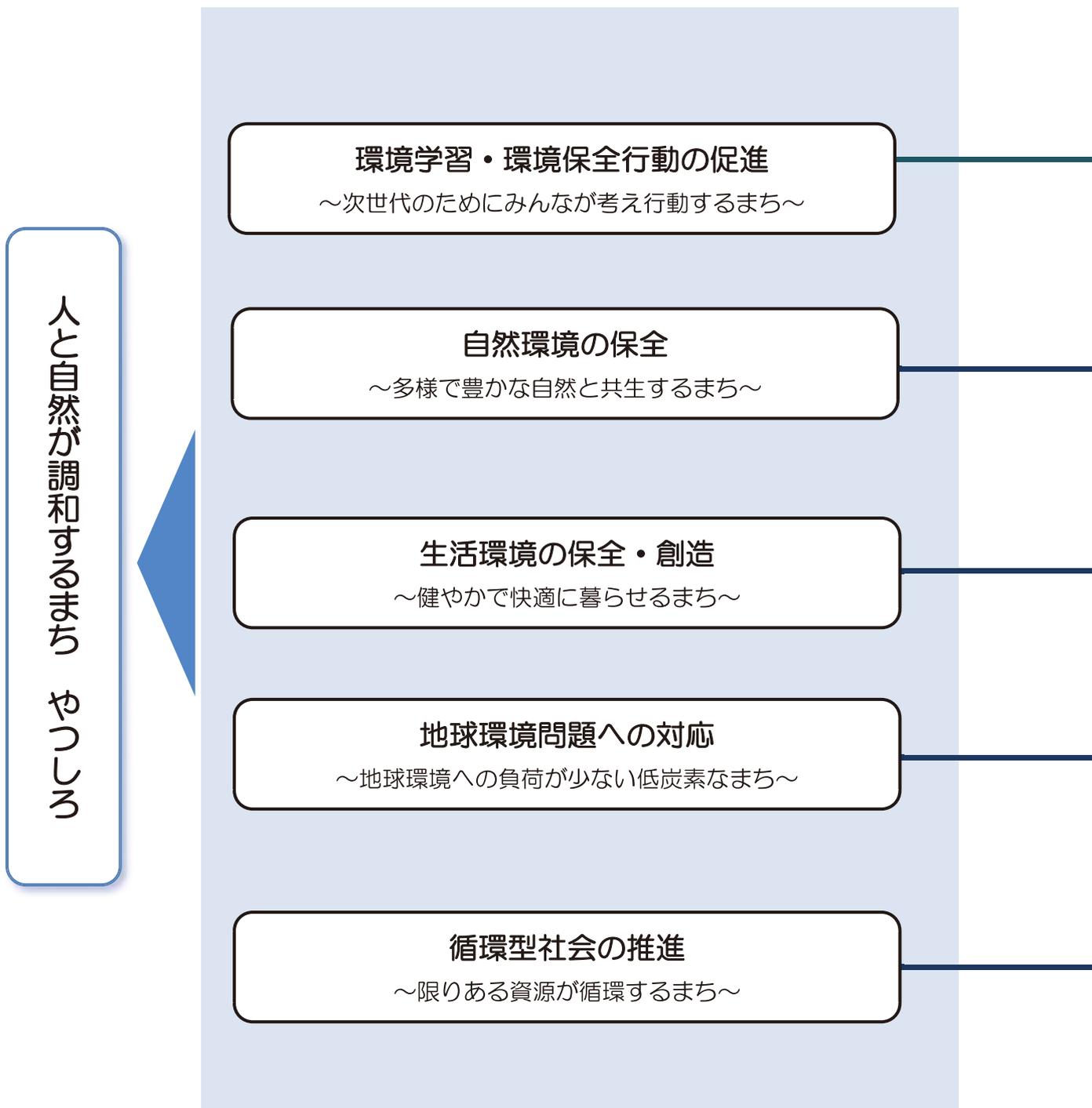
この考えのもと、目指す環境像として、「人と自然が調和するまち やつしろ」を掲げ、市、市民、環境活動団体及び事業者それぞれが一体となって、その実現に向け、より良い環境づくりに取り組んでいくこととします。

## 4. 環境目標及び基本方針

目指す環境像の実現に向けて、環境学習・環境保全行動、自然環境、生活環境、地球環境、廃棄物といった環境の側面に応じて、次の5つを計画の大きな柱「環境目標」として定め、それぞれの施策の方向性を示すための考え方を基本方針として掲げます。

<環境像>

<環境目標>



## <基本方針>

市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、実際に行動していくことが、多様化する環境問題を解決し、良好な環境を保全・創出するための基本と考えます。

エコエイトやつしろの活用や環境活動団体などとの連携による環境学習を推進し、子ども達をはじめ、市民の環境意識を高めながら、環境保全行動の輪を広げていきます。

本市の多様で豊かな自然環境を良好な状態で将来に引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、次世代に対する責務と考えます。

多面的な機能を有する貴重な自然環境の保全・利用を図りながら、将来にわたってその恵沢を皆が等しく享受できるよう、人と自然が共生できる地域づくりを進めていきます。

健やかに安心して日常生活を送るには、空気や水などが健全な状態であるばかりではなく、地域が常に清潔に保たれているなど、快適な地域づくりがその基本と考えます。

市、市民、環境活動団体及び事業者が役割分担・協働し、良好な生活環境や地域資源を保全・利用しながら、住みやすい地域環境を創っていきます。

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、市のみでは解決できない広域的な問題ですが、地球市民としての自覚のもと、地球規模で考え、足元から行動することが重要と考えます。

省エネ・省資源対策や再生可能エネルギーの普及・利用促進を通して、家庭や地域レベルで低炭素社会の実現に取り組んでいきます。

持続可能な地域社会を創るためには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、限りある資源を有効利用する循環型社会の推進が不可欠と考えます。

「もったいない」の考え方に即した3Rを推進するとともに、市民生活に不可欠な環境関連施設の検討・整備を進めていきます。

## 5. 施策の方向性

基本方針の考え方に即し、環境目標ごとに施策の方向性を次のとおり整理します。

### 環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進 ～次世代のためにみんなが考え行動するまち～

- (1) 高い環境意識をもったひとづくりを進めます
- (2) 環境保全行動の輪を広げます

### 環境目標2 自然環境の保全 ～多様で豊かな自然と共生するまち～

- (1) 生きものたちのにぎわいを守り育てます
- (2) 豊かな自然の恵みを未来へつなぎます

### 環境目標3 生活環境の保全・創造 ～健やかで快適に暮らせるまち～

- (1) きれいな空気や水を守ります
- (2) 恵まれた地下水を大切にします
- (3) きれいなまちづくりを進めます

### 環境目標4 地球環境問題への対応 ～地球環境への負荷が少ない低炭素なまち～

- (1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます
- (2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します

### 環境目標5 循環型社会の推進 ～限りある資源が循環するまち～

- (1) ごみの減量に取り組みます
- (2) 資源の循環を進めます
- (3) 環境関連施設の検討・整備を進めます

【超長期的な環境ビジョン】

将来イメージ:「全市民が高い環境意識を持ち、環境負荷を極限まで低減している持続可能な地域社会」

あるべき姿: ○各主体の有機的なパートナーシップにより、環境保全行動に対する理解が深まり、家庭や地域で環境に配慮した行動が着実に実践されている  
 ○受け継がれてきた多様な自然とふれあうなかで、自然を大切に思う心が育まれている  
 ○積極的に先進的な技術などを取入れ、経済活動や日常生活に伴う環境負荷が一層低減されている

【三世代後を見据えた市のデザイン(イメージワード)】

【市街地】

- 再生可能エネの普及・利用
- 創・省エネ型ビル
- 自然と調和した家々
- スマートコミュニティ
- 省エネ・無公害車の利用

【山間地】

- 体験型・滞在型観光の振興
- スローライフ
- 森林の適正管理

【里地里山】

- 水に恵まれた田園地帯
- 豊富な農産物
- 生き物たちのにぎわい
- 季節を感じる風景

【川・海】

- 水の清らかさ・親水空間
- 川や海が育むいのち
- 持続可能な漁業
- 広大な干潟に集う渡り鳥

【くらし】

- 環境学習の充実
- 環境保全行動の日常化
- つながりの強いコミュニティ
- ボランティアによる美化活動

【地域社会】

- 環境保全型のライフ・ビジネススタイルの定着
- 経済発展と環境保全の両立

環境像

環境目標

基本方針

施策の方向性

人と自然が調和するまち  
やつしろ

環境学習・環境保全行動の促進

～次世代のためにみんなが考え行動するまち～

市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、実際に行動していくことが、多様化する環境問題を解決し、良好な環境を保全・創出するための基本と考えます。  
 エコエイトやつしろの活用や環境活動団体などとの連携による環境学習を推進し、子ども達をはじめ、市民の環境意識を高めながら、環境保全行動の輪を広げていきます。

- (1) 高い環境意識をもったひとづくりを進めます
- (2) 環境保全行動の輪を広げます

自然環境の保全

～多様で豊かな自然と共生するまち～

本市の多様で豊かな自然環境を良好な状態で将来に引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、次世代に対する責務と考えます。  
 多面的な機能を有する貴重な自然環境の保全・利用を図りながら、将来にわたってその恵沢を皆が等しく享受できるように、人と自然が共生できる地域づくりを進めていきます。

- (1) 生きものたちのにぎわいを守り育てます
- (2) 豊かな自然の恵みを未来へつなぎます

生活環境の保全・創造

～健やかで快適に暮らせるまち～

健やかに安心して日常生活を送るには、空気や水などが健全な状態であるばかりではなく、地域が常に清潔に保たれているなど、快適な地域づくりがその基本と考えます。  
 市、市民、環境活動団体及び事業者が役割分担・協働し、良好な生活環境や地域資源を保全・利用しながら、住みやすい地域環境を創っていきます。

- (1) きれいな空気や水を守ります
- (2) 恵まれた地下水を大切にします
- (3) きれいなまちづくりを進めます

地球環境問題への対応

～地球環境への負荷が少ない低炭素なまち～

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、市のみでは解決できない広域的な問題ですが、地球市民としての自覚のもと、地球規模で考え、足元から行動することが重要と考えます。  
 省エネ・省資源対策や再生可能エネルギーの普及・利用促進を通して、家庭や地域レベルで低炭素化社会の実現に取り組んでいきます。

- (1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます
- (2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します

循環型社会の推進

～限りある資源が循環するまち～

持続可能な地域社会を創るためには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、限りある資源を有効利用する循環型社会の推進が不可欠と考えます。  
 「もったいない」の考え方に即した3Rを推進するとともに、市民生活に不可欠な環境関連施設の検討・整備を進めていきます。

- (1) ごみの減量に取り組みます
- (2) 資源の循環を進めます
- (3) 環境関連施設の検討・整備を進めます

## 第4章 具体的な取組

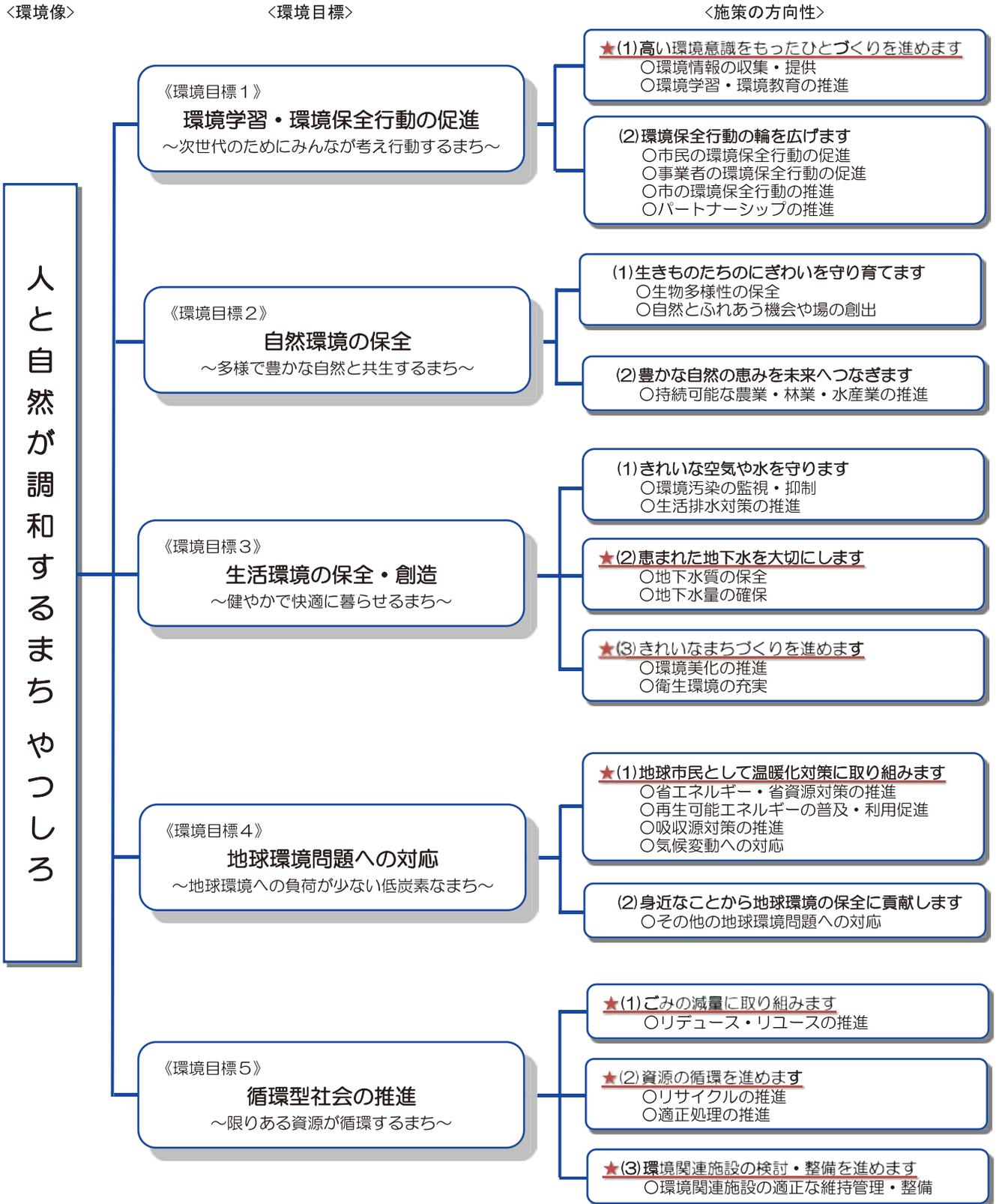


# 1. 市、市民、環境活動団体及び事業者の取組

## (1) 本計画の体系及び重点分野の設定

本計画に掲げた環境像の実現に向け、市民・事業者の意見や今後の課題などを踏まえ、7つの施策の方向性については重点的に取り組むこととします。

**[★重点分野]**



## (2) 具体的な取組の主体

施策の方向性ごとに、市、市民、環境活動団体及び事業者の具体的な取組を示します。各主体の対象は次のとおりです。

### ①市の取組

本計画期間において、八代市が推進する取組を「市の取組」として掲げ、併せて、各取組については、担当課を記載しています。

### ②市民の取組

市民一人ひとりが日常生活の中で配慮すべき事項を「市民の取組」として掲げています。

### ③環境活動団体の取組

地域の清掃活動や環境イベントなどの環境保全活動を行う市民団体・NPO が配慮すべき事項を「環境活動団体の取組」として掲げています。

### ④事業者の取組

農林水産業、製造業、建設業及びサービス業などに関わる個人及び法人その他の団体など、すべての事業者がそれぞれの事業活動を行ううえで配慮すべき事項を「事業者の取組」として掲げています。

## (3) 「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画との関係

SDGs は、2030 年までを期限とし、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面から総合的に取り組むことにより、持続可能な世界を目指すもので、17 の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

2018 年 4 月に決定された国の「第五次環境基本計画」においては、複数の課題を統合的に解決する、また、目指すべき社会の姿から振り返って現在なすべきことを考える、さらには、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が参画する全員参加型のパートナーシップを促進するなどの SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要とされています。

国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体に対して、各種計画等の策定や改訂に当たっては、SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係者などとの連携の強化を図りながら、SDGs 達成に向けた取組を促進するものとされています。

このようなことから、本計画においては、環境施策の推進が、環境分野のみならず、その他の分野の問題解決にも資するとの考えのもと、SDGs に掲げられた 17 の目標と本計画に掲げる具体的な取組との関連について施策の方向性ごとに整理し、本計画で掲げた超長期的な環境ビジョンや目指す環境像の実現を見据え、各主体との連携を図りながら具体的な取組を推進していくこととします。

■持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

	<p>[①貧困]</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>[⑩不平等]</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>[②飢餓]</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>[⑪都市]</p> <p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>[③保健]</p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>[⑫生産・消費]</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>[④教育]</p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>[⑬気候変動]</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>[⑤ジェンダー]</p> <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>		<p>[⑭海洋資源]</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>[⑥水・衛生]</p> <p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>[⑮陸上資源]</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>[⑦エネルギー]</p> <p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>[⑯平和]</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>[⑧成長・雇用]</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		<p>[⑰パートナーシップ]</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>[⑨技術革新]</p> <p>強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		





## 環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進

### 重点分野

### 施策の方向性(1) 高い環境意識をもったひとづくりを進めます

市、市民、環境活動団体及び事業者それぞれが、環境の現状に関心を持ち、環境保全に対する理解を深めることが、環境問題を解決する第一歩であると考えます。家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会に環境に関する幅広い知識や情報を身につけられるよう、関係団体などと連携しながら環境学習・環境教育を推進していきます。

#### 市の取組

##### ○環境情報の収集・提供

- ①環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページ、環境情報紙「しろくまだより」などを通して、環境に関する情報発信を行います。【環境課】
- ②環境学習・環境教育への関心を高めるため、家庭や学校、事業所で活用できる事例集やパンフレットなどを作成します。【環境課】
- ③市の環境の状況や市が実施した調査結果については、毎年、環境報告書「八代市の環境」として取りまとめ、公表します。【環境課】
- ④環境に関する幅広い情報を発信するため、エコイトやつしろ内にある環境学習コーナーの展示内容の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】

##### ○環境学習・環境教育の推進

- ⑤環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントを開催します。【環境課】
- ⑥環境問題に対する理解を深めるため、環境活動団体などと連携して、環境学習出前講座を展開します。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑦「こどもエコクラブ」などの環境保全活動事業への参加を呼びかけ、子どもたちの自主的な環境学習や環境保全行動を支援します。【環境課】
- ⑧環境イベントなどへの参加者を増やすため、自然観察や施設見学などの体験的なプログラムを盛り込むなど内容の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課、水産林務課、生涯学習課】
- ⑨環境モデル地域を指定するなどにより、環境学習・環境教育を行う機会や場を提供します。【環境課、循環社会推進課】
- ⑩環境学習・環境教育や自然観察会などの指導者や講師の情報を一元化するとともに、環境に関する学習会などへの講師派遣制度の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課】
- ⑪環境学習の拠点として、エコイトやつしろの活用を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】

⑫児童・生徒の環境問題に対する理解や関心を高めるため、小・中・特別支援学校において「熊本県学校版環境 ISO コンクール」に取り組みます。【学校教育課】

⑬環境教育副読本や指導用資料集等を作成するとともに、教職員を対象とした研修会を開催します。【教育サポートセンター】

#### 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境学習出前講座開催回数（回/年）	13	30
②	エコエイトやつしろ見学者数（人/年）	—	3,000

### 市民の取組

- ①環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ②環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントに積極的に参加します。
- ③環境に関する施設の見学会等に参加します。

### 環境活動団体の取組

- ①環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ②学校への環境学習出前講座や環境イベント開催などを通じて、環境問題に関する情報発信を行います。
- ③日常生活の中でできる環境保全行動に関する情報発信を行います。【環境目標 3- (1)】 (※)
- ④環境に関する研修会への参加などを通じて、知識やノウハウを身につけます。
- ⑤事業者、行政などと連携して環境学習・環境教育を推進します。
- ⑥学校や地域で行う環境学習・環境教育に対するサポートを行います。
- ⑦環境学習の場として、エコエイトやつしろを活用します。

### 事業者の取組

- ①従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ②環境に関する研修会などに積極的に参加します。
- ③環境報告書を作成し、環境保全に対する取組状況を明らかにします。

(※) その取組が再掲されている環境目標及び施策の方向性を示しています。



## 環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進

### 施策の方向性（2）環境保全行動の輪を広げます

より良い環境を次世代に引き継ぐためには、できることから実際に行動に移していくことが重要です。市民、環境活動団体、事業所の環境保全行動を支援していくとともに、それぞれが相互に協力・連携しながら、全市的に環境保全行動の輪を広げていきます。

#### 市の取組

##### ○市民の環境保全行動の促進

- ①日常生活における具体的な環境保全行動に関する情報や啓発ツールなどを提供します。【環境課、循環社会推進課】
- ②「ライトダウンキャンペーン」や「やつしろ環境の日（毎月第1日曜日）」に関する周知を行います。【環境課】
- ③環境保全行動に必要な物品の提供や補助制度などの充実にも努めるとともに、それらの支援策について周知を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ④清掃活動や自然観察会などに必要な物品や器材などの貸出制度の充実を図ります。【環境課】
- ⑤地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[\[環境目標 3- \(3\)\]](#)

##### ○事業者の環境保全行動の促進

- ⑥ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入に関する周知・啓発を行います。【環境課】
- ⑦公害の防止や省エネルギーの推進に寄与する施設整備に対する情報提供や支援を行います。【環境課、商工政策課】
- ⑧地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[\[環境目標 3- \(3\)\]](#)

##### ○市の環境保全行動の推進

- ⑨職員の環境意識の向上を図るため、環境保全に関する研修会を開催します。【環境課、循環社会推進課、人事課】
- ⑩自転車や公共交通機関の利用を推進するなど、エコ通勤に取り組みます。【全課】
- ⑪「八代市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]」に基づき、省エネ・省資源対策に取り組みます。【全課】[\[環境目標 4- \(1\)\]](#)
- ⑫環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】[\[環境目標 4- \(1\)、4- \(2\)\]](#)
- ⑬公共工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、環境負荷の少ない資機材や工法の採用に努めます。【工事発注課】[\[環境目標 2- \(1\)\]](#)
- ⑭3Rを推進し、燃えるごみの減量化を図ります。【循環社会推進課】
- ⑮市の事務事業に伴って発生する機密文書類については、紙原料として市内の製紙工場へ搬入するなど、可能な限りリサイクルに努めます。【循環社会推進課】[\[環境目標 5- \(2\)\]](#)

## 〇パートナーシップの推進

- ⑯市民や環境活動団体、事業者からなる「八代市環境パートナーシップ会議」などにおいて、環境保全に関する情報交換・共有を図ります。【環境課】
- ⑰産学官民の連携のもと環境イベントや事業を展開します。【環境課】
- ⑱NPO や環境活動団体の活動内容を周知するとともに、研修会などを開催し、団体同士が交流する場を設けます。【市民活動政策課】

### 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境保全活動を行う市民団体・NPO 数	17	20
②	環境マネジメントシステム導入事業所数*	19	25

※ ISO14001、エコアクション 21 導入事業所数

## 市民の取組

- ①日常生活の中でできる環境保全に関する行動を実践します。
- ②地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】

## 環境活動団体の取組

- ①行政や大学などと連携し、環境保全行動を行う機会を設けます。【環境目標 4- (1)】
- ②環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントを企画・運営します。
- ③環境活動団体間の交流や活動のネットワーク化を図ります。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】
- ⑤環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。【環境目標 2- (2)、5- (1)】

## 事業者の取組

- ①従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ②環境に関する研修会などに積極的に参加します。
- ③環境報告書を作成し、環境保全に対する取組状況を明らかにします。
- ④環境活動団体、行政などと連携して環境教育・環境学習を推進します。
- ⑤環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- ⑥環境保全協定の締結・充実を図り、環境に配慮した事業活動を推進します。
- ⑦環境活動団体、学校が行う環境保全活動に対する支援を行います。
- ⑧環境教育・環境学習の場として所有施設などを提供します。
- ⑨環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントに参加します。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】



## 環境目標2 自然環境の保全

### 施策の方向性（1）生きものたちのにぎわいを守り育てます

本市は、森林や田んぼ、河川、干潟など、多様な自然環境を有しています。この豊かな自然環境を将来にわたって良好な状態で継承できるよう、生物多様性の保全に努めるとともに、自然とふれあう機会や場を創出していきます。

#### 市の取組

##### ○生物多様性の保全

- ①希少な野生動植物や特定外来生物の生息生育状況に関する情報を収集・整理します。【環境課】
- ②開発行為などに対しては、適切に情報提供や助言を行うなどにより、自然環境の保全を求めていきます。【環境課】
- ③自然観察会などを通して、市の自然環境の現状や役割、生物多様性の重要性などについて周知・啓発を行います。【環境課】
- ④関係団体と協力しながら、自然環境の状況を把握するとともに、必要に応じて保護区などの指定に向けた検討・調整を行います。【環境課】
- ⑤優れた生態系を有する地域については、関係者との合意形成を図りながら、その保全・活用策に関する検討を進めます。【環境課】
- ⑥市の公共工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、環境負荷の少ない資機材や工法の採用に努めます。【工事発注課】 [環境目標 1- (2)]
- ⑦特定外来生物に関する周知を行うとともに、市有地においては適切な防除を進めます。【環境課、各施設所管課】

##### ○自然とふれあう機会や場の創出

- ⑧自然環境への関心を高めるため、環境活動団体や事業者などと連携して、自然観察会や市民参加型の環境調査を実施します。【環境課、生涯学習課、水産林務課】
- ⑨収穫体験事業などの体験型及び滞在型観光の普及・拡大を図ります。【観光振興課、農林水産政策課、フードバレー推進課】
- ⑩森林や里山などの自然をレクリエーションの場として整備・活用します。【水産林務課、生涯学習課】
- ⑪地域の歴史や自然を楽しむウォーキングコースの周知・活用を図ります。【観光振興課、建設政策課】
- ⑫市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備します。【建設政策課、都市整備課】
- ⑬自然や農業に対する理解を深めてもらうため、市民農園の利用促進に努めます。【農林水産政策課】

## 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	自然観察会参加者数(人/年)	240	270
②	市民一人あたりの公園面積(m <sup>2</sup> )	8.3	8.7

### 市民の取組

- ①地域の自然に興味を持ち、自然の役割や希少な野生動植物に対する理解を深めます。
- ②生き物たちが住みよい自然環境を守ります。
- ③生き物をみだりに捕ったり、放したりしません。
- ④外来生物に関する正しい知識を身につけます。
- ⑤ペットは責任を持って、最期まで飼養します。
- ⑥野生鳥獣に対し、餌を与えません。
- ⑦自然観察会などの自然とふれあう機会に積極的に参加します。
- ⑧自然と親しむ場に積極的に出かけます。
- ⑨ガーデニングや家庭菜園などに取り組むなど、みどりの空間づくりを行います。

### 環境活動団体の取組

- ①干潟や河川、森林などの生き物の調査を実施します。
- ②生き物の多様さや自然の豊かさを、広く市民に伝えます。
- ③自然の現況を市に報告するなど、市の自然環境保全に資する取組に協力します。
- ④干潟などの自然環境の保全や活用策に関する情報提供や学習会などを行います。

### 事業者の取組

- ①地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ②地域の特性を活かした観光ルートを活用するための取組を推進します。
- ③環境活動団体や市が実施する自然環境保全に資する取組に協力します。
- ④環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- ⑤建設工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、生態系に配慮した工法を採用するなど、自然環境に配慮した事業活動に努めます。
- ⑥敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。[\[環境目標 4- \(1\)\]](#)



## 環境目標 2 自然環境の保全

### 施策の方向性（2）豊かな自然の恵みを未来へつなぎます

農業をはじめとした一次産業は、豊かな水、肥沃な大地など、自然の恵沢のうえに成り立ち、また、私たちの暮らしは、自然から得られる恵みによって支えられています。人と自然との共生を図りながら、環境に配慮した、持続可能な農業、林業及び水産業を推進していきます。

#### 市の取組

#### ○持続可能な農業・林業・水産業の推進

- ①化学肥料や農薬の使用量削減、生物多様性保全など、環境に配慮した「くまもとグリーン農業」などへの取組を支援するとともに、その取組を広く消費者へ周知します。【農業振興課】
- ②化学肥料や農薬の適正使用、家畜排せつ物の適正処理などについて、周知・啓発を行います。【農業振興課】
- ③研修会や情報提供などを通して、エコファーマー認定制度や森林・漁業認証制度などを普及します。【農業振興課、水産林務課】
- ④遊休農地や耕作放棄地の解消及び発生の未然防止に取り組むとともに、その活用策について検討します。【農林水産政策課、農業委員会】
- ⑤旬の農林水産物、直売所などの情報を提供するほか、学校給食などで可能な限り地元産品を利用するなど、地産地消を推進します。【観光振興課、農林水産政策課、教育政策課】
- ⑥地元産品を使った料理教室などを通して、地元の食材や食文化、伝統郷土料理に対する啓発を図ります。【農林水産政策課】
- ⑦水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等の農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。【農林水産政策課、農業振興課、農地整備課】[環境目標 3- (2)]
- ⑧有害鳥獣による農林水産物への被害を軽減するため、防護柵などの設置などに対する支援を行うとともに、効果的な対策を検討します。【農業振興課、水産林務課】
- ⑨「八代市森林整備計画」に基づき、伐採・造林・間伐などを行い、森林整備に取り組みます。【水産林務課】[環境目標 4- (1)]
- ⑩イベント開催などを通して、森林保全に関する啓発や緑化活動を推進します。【水産林務課】[環境目標 4- (1)]
- ⑪関係機関と協力して、ボランティア団体や企業などが行う森づくり活動を支援します。【水産林務課】[環境目標 4- (1)]
- ⑫施設などの建設・整備等においては、可能な限り地元産材の使用に努めます。【工事発注課】
- ⑬漁場環境や生態系の保全を目的とした覆砂<sup>13)</sup>等による干潟の環境改善に対する支援を行います。【水産林務課】
- ⑭水産資源の保護・回復を図るため、稚魚・稚エビ等の放流や資材を用いたアサリ増殖に取り組みます。【水産林務課】
- ⑮内水面や海面漁場に流入するごみを減らすため、ごみの不法投棄に対する周知・啓発を行うとともに、各漁協が行う漁場清掃への支援を行います。【循環社会推進課、水産林務課】

## 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	くまもとグリーン農業生産宣言者・応援宣言者数(人)	2,297	2,570
②	造林事業面積(ha)	2,665	7,160
③	覆砂面積(ha)	59	68

### 市民の取組

- ①空や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけます。
- ②地域で行われている農林水産業に対する理解を深めます。
- ③農林水産物などは、地元産品を優先的に購入します。[環境目標 4- (1)]
- ④植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動に参加します。
- ⑤多様な主体が参画する自然再生・保全の取組に参加します。
- ⑥地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

### 環境活動団体の取組

- ①体験型観光や農村漁村交流、地産地消の取組に対するサポートを行います。
- ②環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。[環境目標 1- (2)、5- (1)]
- ③森林ボランティアとして植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動を推進します。
- ④森林資源の保護のため、間伐材の利用促進を推進します。
- ⑤河川や浜辺の清掃など、川や海づくり活動を推進します。
- ⑥野生鳥獣の生息状況などに関する情報提供を行います。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

### 事業者の取組

- ①エコファーマーの認定、森林認証や漁業認証の取得を目指します。
- ②森林の適切な管理(造林、下刈り、間伐等)を行うとともに、木材の利用を促進します。
- ③環境に配慮した農林水産業に取り組みます。
- ④廃資材は適正に処理します。
- ⑤農薬や化学肥料は適正に使用します。
- ⑥設備や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。[環境目標 3- (1)]
- ⑦消費者ニーズに即した安全で安心な産品を生産します。
- ⑧地元産品を利用した商品の開発やブランド化を進めます。
- ⑨有害鳥獣被害防止のための防除対策に取り組みます。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

13) 覆砂：砂などにより人工的に海底などを覆い、底質の環境改善を図ること。八代海では、アサリ資源量の回復・増大を目的に干潟への覆砂が行われている。



## 環境目標3 生活環境の保全・創造

### (1) きれいな空気や水を守ります

水質汚濁や大気汚染、悪臭などの産業型公害のほか、日常生活に起因する騒音や悪臭などの環境問題も顕在化しています。公害の未然防止を図るため、事業活動に伴う環境負荷を低減するとともに、地域の環境問題にも適切に対処しながら、良好な生活環境を保全していきます。

#### 市の取組

##### ○環境汚染の監視・抑制

- ①環境負荷の低減を図るため、事業場などとの環境保全協定<sup>12)</sup>の締結・改定を行います。【環境課】
- ②協定締結事業場に対しては、市の調査結果や定期報告書に基づき、必要に応じて指導・助言を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ③特定工場等で発生する騒音・振動や自動車交通騒音について調査を実施します。【環境課】
- ④事業場から発生する特定悪臭物質について調査を実施します。【環境課】
- ⑤新幹線の騒音・振動の状況を把握するとともに、関係機関に対して要望を行います。【環境課】
- ⑥光化学スモッグ注意報などの発令時や、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起時における連絡・対応体制の充実を図ります。【環境課】
- ⑦公害苦情や相談については、関係機関と連携しながら迅速・適切な対応に努めます。【環境課】
- ⑧必要に応じて騒音・振動、悪臭に関する規制地域及び規制基準の見直しを行います。【環境課】
- ⑨油流出事故を防止するため、貯油施設などの適正な維持管理に関する周知・啓発を行います。【環境課、農業振興課、水産林務課】
- ⑩市が実施した調査結果については、毎年、環境報告書「八代市の環境」として取りまとめ、公表します。【環境課】
- ⑪特定施設などを設置している市有施設については、適切に維持管理を行います。【各施設所管課】
- ⑫「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【全課】【環境目標4-(2)、5-(2)】
- ⑬市ホームページなどを通して、アスベスト飛散防止対策などについて周知・啓発を行います。【環境課、建築指導課】

##### ○生活排水対策の推進

- ⑭出前講座などを通して、水質汚濁防止や生活排水対策に関する啓発を行います。【環境課、下水道総務課、下水道建設課】
- ⑮「八代市汚水適正処理構想」<sup>14)</sup>に基づき、公共下水道の計画的な整備を促進します。【下水道建設課】
- ⑯公共下水道及び農業集落排水施設が整備された地域では、速やかな接続を促進します。【下水道総務課】
- ⑰公共下水道及び農業集落排水処理区域外においては、合併処理浄化槽設置の推進を図るとともに、その補助制度や適正な維持管理に関する周知・啓発を行います。【下水道総務課】

## 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	河川・海域の環境基準の達成状況(%)	100	100
②	典型7公害に関する苦情件数(件/年)	93	90以下
③	汚水処理人口普及率(%)	69.8	84.6
④	水洗化率(公共下水道) <sup>15)</sup> (%)	77.2	80.0

## 市民の取組

- ①禁止されている、家庭ごみの野焼きを行いません。
- ②移動の際には、自動車の利用を控え、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したりします。[環境目標 4- (1)]
- ③微小粒子状物質(PM2.5)や光化学スモッグに関する知識を身につけます。
- ④「熊本県大気環境情報メール」や「市緊急情報配信メール」に登録します。
- ⑤自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 4- (1)]
- ⑥公共下水道及び農業集落排水などが整備された地域では、下水道等への接続を速やかに行います。また、下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽への切り替えに努めます。
- ⑦浄化槽の使用に当たっては、適正な維持管理を行います。
- ⑧食器洗いや洗濯時の洗剤などは適正な量を使用します。
- ⑨廃食用油や調理くずを排水口に流しません。
- ⑩近隣へ配慮し、音響機器の利用時は使用時間や音量に注意します。
- ⑪ペットの鳴き声によって近隣に迷惑がかからないようにします。
- ⑫「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 4- (2)、5- (2)]

## 環境活動団体の取組

- ①日常生活の中でできる環境保全行動に関する情報発信を行います。[環境目標 1- (1)]

## 事業者の取組

- ①事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- ②公共下水道の接続が可能な場合は、速やかに接続します。
- ③環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- ④自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 4- (1)]
- ⑤設備や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。[環境目標 2- (2)]
- ⑥操業異常時や工事の際には周辺住民に対して十分な説明を行います。
- ⑦夜間の操業・営業等については周辺環境に十分に配慮します。
- ⑧環境調査データを公表します。
- ⑨環境保全協定の締結を推進します。
- ⑩周辺住民や市民を対象に、工場等の見学会を行います。
- ⑪「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 4- (2)、5- (2)]



## 環境目標3 生活環境の保全・創造

### 重点分野

## (2) 恵まれた地下水を大切にします

本市は、地下水を農業用、工業用、生活用水として利用するなど、地下水への依存度が大変高い地域です。地下水は限りある「公共水」との認識のもと、将来にわたって持続的に利用できるよう、地下水の質と量を保全していきます。

### 市の取組

#### ○地下水質の保全

- ①臨海部の地下水の塩水化の状況について、モニタリング調査を実施します。【環境課】
- ②有害物質による地下水汚染の状況について、計画的に調査を行います。【環境課】
- ③平野部の地下水質の状況や変化を把握するため、地下水の基本的な性状に関して広域的な調査を実施します。【環境課】
- ④地下水を飲用している世帯については補助制度の活用などにより、自主的な飲用検査を促進します。【環境課】
- ⑤地下水汚染などにより飲用不適となった場合は、浄水器設置補助制度の活用を周知するなど、飲用指導を行います。【環境課】
- ⑥上水道などの未整備地域において、地下水汚染が認められた場合は、地域特性に応じた水道施設の検討・整備を行います。【水道局】
- ⑦事業場などにおける有害物質などの漏洩を防止するため、その使用や管理に対する啓発や注意喚起を行います。【環境課】
- ⑧大規模災害に備え、飲用水検査の資器材を整備します。【環境課】

#### ○地下水量の確保

- ⑨環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページ、環境情報紙などを通して、節水や合理的な水利用に関する情報提供を行います。【環境課】
- ⑩「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取の届出・許可制度に関する周知を行います。【環境課】
- ⑪環境保全協定の締結・改定を通して、事業活動に伴う地下水の使用量の適正化を図ります。【環境課】
- ⑫地下水位の定点調査を実施します。【環境課】
- ⑬市有施設において節水に取り組むとともに、使用水の再利用や雨水の利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑭市有施設への雨水浸透ますの設置や透水性・保水性舗装材の利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑮水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等の農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。【農林水産政策課、農業振興課、農地整備課】 [環境目標 2- (2)]

## 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	地下水モニタリング調査数 <sup>※1</sup> (回)	—	2,500
②	県条例に基づく地下水採取量報告率 (%)	69	80
③	地下水位観測井における地下水の年平均水位 <sup>※2</sup> (m)	第七中学校 -0.30 古閑上公民館 0.87 麦島小学校 1.05 南平和町 0.27 日奈久新開町 0.03	2017年平均水位 を下回らない

※1：本計画期間内の累計

※2：実測値を東京湾中等水位 (T.P.) に換算した値

### 市民の取組

- ①「水」は限りある貴重な資源であることを認識し、家庭での節水に努めます。
- ②風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、水を有効に利用します。
- ③雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。

### 環境活動団体の取組

- ①節水などに関する情報発信を行います。
- ②流域を視点とした水環境保全に関する活動を行います。
- ③学校や地域で行う水環境保全に関する学習会のサポートを行います。

### 事業者の取組

- ①節水や循環利用など、適正かつ合理的な水利用を進めます。
- ②雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。
- ③雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透ますなどを設置します。
- ④「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取に関する届出・報告等を行います。
- ⑤有害化学物質の管理を徹底します。

14) 八代市汚水適正処理構想：国が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として、効率的・効果的に汚水処理施設整備を実施するために、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による整備区域を設定するもの。

15) 水洗化率 (公共下水道)：実際に公共下水道に接続された人口を公共下水道が使えるようになった区域内人口で除して算定した公共下水道への接続割合。



## 環境目標3 生活環境の保全・創造

### 重点分野

### (3) きれいなまちづくりを進めます

ごみのポイ捨てやペットのフン、雑草の繁茂など、地域の環境美化に関する市民の相談や要望は年々多くなってきています。市と地域（市民・住民自治）との役割分担のもと、市民や事業者による清掃活動を支援するとともに、地域における市民相互の連携を深め、きれいで住みよい地域環境をつくっていきます。

#### 市の取組

#### ○環境美化の推進

- ①「きれいなまちづくり協定」の締結を促進することにより、地域の自主的な美化・清掃活動を支援します。【環境課】
- ②環境月間や環境衛生週間において、町内一斉清掃などの清掃活動の機会を設けます。【環境課】
- ③雑草の繁茂や衛生害虫の発生を防止するため、空き地などの適正管理について周知・啓発します。【環境課】
- ④水路や側溝などの公共用地については、自然環境に配慮した方法により害虫駆除を行います。【環境課】
- ⑤地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[【環境目標 1-\(2\)】](#)
- ⑥公園などの市管理地については、適切に維持管理します。【各施設所管課】
- ⑦関係機関と協力し、犬のしつけ方教室やフン害パトロールを実施するなど、飼い主に対するマナー向上を呼びかけます。【環境課】
- ⑧愛がん動物の適切な飼い方について情報提供します。【環境課】

#### ○衛生環境の充実

- ⑨水路や道路側溝の適切な維持管理に努めます。【農地整備課、土木課】
- ⑩空き地や廃棄物を野積みした建物・土地（ごみ屋敷）などの管理方策などについて検討を進めます。【環境課、循環社会推進課】
- ⑪維持管理が十分でない老朽空家の所有者等へ常時適法な状態に維持するように促します。【建築指導課】
- ⑫八代市斎場については、「八代市斎場延命化構想」に基づき、計画的に改修を行うとともに、新たな施設整備について検討します。【環境課】
- ⑬墓地等の設置許可に当たっては、「八代市墓地等の経営の許可に関する条例」に基づき、公衆衛生に支障がないよう指導・助言を行います。【環境課】
- ⑭飼い犬の登録及び狂犬病予防接種について周知するとともに、予防接種の接種率の向上に取り組みます。【環境課】

### 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	きれいなまちづくり協定締結済数（個人・団体）	22	24
②	清掃活動参加者数（人/年）	28,919	30,000

### 市民の取組

- ①ごみのポイ捨てをしません。
- ②定期的に私有地の雑草の刈り取りや清掃作業を行います。
- ③ペットの散歩時は、フンの処理用具を携帯し、フンは持ち帰ります。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]

### 環境活動団体の取組

- ①犬のフン害パトロールなどに協力するなど、環境美化に関する情報発信を行います。
- ②歴史的なまちなみや文化的な景観の保全活動を行います。
- ③地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]

### 事業者の取組

- ①事業所内を清潔に保ちます。
- ②地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]



## 環境目標4 地球環境問題への対応

### 重点分野

### (1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます

地球温暖化は、その影響の深刻さや大きさから見て、地球規模での対策が急務とされる環境問題の一つです。低炭素社会の実現に向けて、地域レベルで温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及・利用を促進していきます。

#### 市の取組

#### ○省エネルギー・省資源対策の推進

- ①家庭や事業所で簡単に取り組むことができる省エネルギー行動について情報発信を行います。【環境課】
- ②「COOL CHOICE (クールチョイス)」(省エネ・低炭素型商品の選択、クールビズ、ウォームビズなど)などの取組について周知・啓発します。【環境課】
- ③市ホームページや環境情報紙などを通して、高効率給湯器、HEMS<sup>16)</sup>など省エネ・省資源設備やその補助制度などに関する情報提供を行います。【環境課】
- ④熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会やイベントなどを開催します。【環境課】
- ⑤夏の省エネルギー対策として、緑のカーテンの普及に努めます。【環境課、水産林務課】
- ⑥ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加するよう、周知・啓発を行います【環境課】
- ⑦「八代市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]」に基づき、省エネ・省資源対策に取り組みます。【全課】 [環境目標 1- (2)]
- ⑧市有施設などの整備・改修の際は、省エネ設備やエネルギー効率の高い機器など、環境負荷の少ないものを導入します。【工事発注課】
- ⑨市有施設で発生する余熱などのエネルギーの有効利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑩低公害車や低燃費車などの環境に配慮した公用車の購入やエコドライブに努めます。【全課】
- ⑪自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、エコ通勤を推進します。【環境課、企画政策課】
- ⑫地域の特性や移動ニーズに応じた公共交通サービスの提供を進め、公共交通機関の利用を促進します。【企画政策課】
- ⑬フロン類の適正な処理について周知を行います。【循環社会推進課】 [環境目標 4- (2)]
- ⑭環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】 [環境目標 1- (2)、4- (2)]
- ⑮3Rを推進し、燃えるごみの減量化を図ります。【循環社会推進課】
- ⑯地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い「環境保全型農業」に関する普及・啓発を行います。【農業振興課】
- ⑰農業用ハウス内の適温管理、燃料の使用量削減のため、ハウスの2層カーテンなどの省エネルギー施設・機器の導入を推進します。【農業振興課】

## ○再生可能エネルギーの普及・利用促進

- ⑱再生可能エネルギーに関する情報提供や普及・啓発に努めます。【環境課】
- ⑲市有施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。【全課】
- ⑳一般住宅への再生可能エネルギーの導入・利用促進に対する支援を行います。【環境課】

## ○吸収源対策の推進

- ㉑「八代市森林整備計画」に基づき、伐採・造林・間伐などを行い、森林整備に取り組みます。  
【水産林務課】【環境目標 2- (2)】
- ㉒イベント開催などを通して、森林保全に関する啓発や緑化活動を推進します。【水産林務課】  
【環境目標 2- (2)】
- ㉓関係機関と協力して、ボランティア団体や企業などが行う森づくり活動を支援します。【水産林務課】  
【環境目標 2- (2)】

## ○気候変動への対応

- ㉔市民が集う「まちなか」などの整備に当たっては、暑さ対策について検討します。【工事発注課】
- ㉕地球温暖化による気温上昇に伴って増加が予想される熱中症への対策について、その予防に関する情報や対策について周知・啓発を行います。【環境課、健康推進課】
- ㉖地球温暖化が及ぼす影響などの情報を収集・提供するとともに、その適応策について検討します。【環境課】

### 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（トンCO <sub>2</sub> ）	31,793 <sup>※1</sup>	25,925 <sup>※2</sup>
②	市有施設への再生可能エネルギー設備導入数（箇所）	13	15

※1：「第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（計画期間：2019～2030年度）における、基準年度（2013年度）の排出量

※2：同実行計画に掲げる削減目標

16) HEMS：「ホーム エネルギー マネジメント システム」の略。IT（情報技術）を活用して、一般家庭における家電などのエネルギー消費の効率化を図るシステム。

## 市民の取組

- ①地球温暖化に関心を持ち、現状や影響、その対策についての知識や情報を身につけます。
- ②環境に配慮した製品を優先的に購入します。[環境目標 4- (2)]
- ③住宅用太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入について検討します。
- ④省エネ家電、LED 照明などの省エネ設備を取り入れます。
- ⑤節水や省エネに努めます。
- ⑥住宅の新築やリフォーム時は、省エネ化・省資源化に努めます。
- ⑦「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ⑧夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」に取り組みます。
- ⑨ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。
- ⑩移動の際には、自動車の利用を控え、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したりします。[環境目標 3- (1)]
- ⑪自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 3- (1)]
- ⑫車を買替える際は、低公害車や低燃費車などの環境に配慮した自動車を購入します。
- ⑬マイバッグの利用や分別の徹底などにより、「燃えるごみ」の減量に取り組みます。
- ⑭農林水産物などは、地元産品を優先的に購入します。[環境目標 2- (2)]
- ⑮フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。[環境目標 4- (2)]

## 環境活動団体の取組

- ①地球温暖化に関する情報発信を行います。
- ②行政や大学などと連携し、環境保全行動を行う機会を設けます。[環境目標 1- (2)]
- ③「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ④夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」を普及・啓発します。
- ⑤ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。

## 事業者の取組

- ①省エネ・省資源対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ②省エネ診断の実施について検討します。
- ③敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。[環境目標 2- (1)]
- ④太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備を導入します。
- ⑤「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ⑥夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」に取り組みます。
- ⑦ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。

- ⑧自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、エコ通勤を推進します。
- ⑨自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 3- (1)]
- ⑩低公害車や低燃費車などの環境に配慮した自動車を購入します。
- ⑪建築物を新築・増改築する際は、施設の省エネ化・省資源化について検討します。
- ⑫分別の徹底などにより廃棄物の排出量を減らします。
- ⑬マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (2)、5- (1)]
- ⑭容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。
- ⑮硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出ガスを抑制します。
- ⑯環境負荷の少ない物流システムについて検討します。
- ⑰フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。[環境目標 4- (2)]
- ⑱環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。[環境目標 4- (2)]



## 環境目標4 地球環境問題への対応

### (2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します

海洋汚染や有害廃棄物の越境移動などの地球規模の環境問題は、いずれも国際的、広域的な連携・協力が不可欠です。一人ひとりの小さな行動の積み重ねが重要であることを認識したうえで、できることから着実に実践してもらうための呼びかけを行います。

#### 市の取組

#### ○その他の地球環境問題への対応

- ①地球環境の現状に関する情報を収集・整理します。【環境課】
- ②環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページや環境情報紙などを通して、地球環境問題について情報提供します。【環境課】
- ③フロン類の適正な処理について周知を行います。【循環社会推進課】【環境目標 4- (1)】
- ④環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】【環境目標 1- (2)、4- (1)】
- ⑤「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【全課】【環境目標 3- (1)、5- (2)】
- ⑥イベントなどにおけるリユース食器の活用について普及・啓発します。【環境課、循環社会推進課】【環境目標 5- (1)】
- ⑦マイクロプラスチック問題について情報を収集・整理します。【環境課】

#### 【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境情報紙の発行(回/年)	6	6

## 市民の取組

- ①環境に配慮した製品を優先的に購入します。[環境目標 4- (1)]
- ②フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。[環境目標 4- (1)]
- ③「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 3- (1)、5- (2)]
- ④レジ袋を使用しないよう、買い物時にはマイバッグを持参します。[環境目標 5- (1)]
- ⑤使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- ⑥歯磨き粉や、洗顔料、ボディソープなどは、マイクロビーズが入っていない製品を購入します。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]

## 環境活動団体の取組

- ①地球環境問題に関する情報発信を行います。
- ②マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を展開します。[環境目標 5- (1)]
- ③イベント時には、使い切りの容器を使用しないよう、リユース食器の貸出及び利用促進を図ります。[環境目標 5- (1)]
- ④マイクロプラスチック問題に関する情報提供や学習会などを行います。
- ⑤地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]

## 事業者の取組

- ①フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。[環境目標 4- (1)]
- ②環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。[環境目標 4- (1)]
- ③「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 3- (1)、5- (2)]
- ④マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (1)、5- (1)]
- ⑤使い捨てプラスチック製品の使用削減について検討します。
- ⑥研磨剤などは、マイクロビーズが入っていない製品を使用します。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]



環境目標5 循環型社会の推進

重点分野

(1) ごみの減量に取り組みます

ごみを減らすためには、できるだけごみを出さないという意識づけが重要と考えます。ごみの発生抑制・再使用に関する周知・啓発などを通して、ごみの減量化に取り組んでいきます。

市の取組

〇リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進

- ①できるだけごみを出さない工夫や取組事例（余計なものを購入しない、詰め替え商品や簡易包装のものを購入する、エコクッキングの事例など）について情報発信を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ②生ごみの減量化及び食品ロス問題への対応として、賞味期限切れや食べ残しによる生ごみの発生を抑制するため、「冷蔵庫チェック」や「食べきりタイム<sup>17)</sup>」について普及・啓発を行います。【循環社会推進課】
- ③多量排出事業所については、ごみの減量化に関する計画書の提出を通して、ごみの減量化及び資源化に関する助言・指導を行います。【循環社会推進課】
- ④リサイクル店や古本屋、フリーマーケットなどの活用を通して、家具や家電製品、書籍などのリユースを推進します。【循環社会推進課】
- ⑤イベントなどにおけるリユース食器の活用について普及・啓発します。【環境課、循環社会推進課】 [環境目標 4- (2)]
- ⑥関係機関と協力し、廃食用油の有効利用を推進します。【循環社会推進課、環境センター管理課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	843	828

## 市民の取組

- ①レジ袋を使用しないよう、買い物時にはマイバッグを持参します。[環境目標 4- (2)]
- ②買い物時には過剰包装を断ります。
- ③できるだけ使い切り商品は避け、詰め替え容器の商品などを優先的に購入・使用します。
- ④物品を大切に長く使います。
- ⑤食料品などの購入は必要最小限に抑え、料理の作りすぎや食べ残しを減らします。
- ⑥不要になった物品はフリーマーケットやリサイクルショップに出します。

## 環境活動団体の取組

- ①ごみの発生抑制を促すイベントを開催し、市民の“もったいない”意識の向上を図ります。
- ②食品ロスを減らすための取組について情報発信を行います。
- ③環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。[環境目標 1- (2)、2- (2)]
- ④イベント開催時にはフリーマーケットの場を設けます。
- ⑤マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を展開します。[環境目標 4- (2)]
- ⑥イベント時には、使い切りの容器を使用しないよう、リユース食器の貸出及び利用促進を図ります。[環境目標 4- (2)]

## 事業者の取組

- ①包装の簡素化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討します。
- ②マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (1)、4- (2)]
- ③食品ロスを減らす取組について検討します。
- ④廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正に処理します。

---

17) 食べきりタイム：農林水産省や環境省が取り組んでいる食品ロスを減らすための運動。宴会での食べ残しを減らすため、「乾杯後 30 分間は自分の席で料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら席に戻って料理を楽しみましょう」など呼びかけるもの。



## 環境目標5 循環型社会の推進

### 重点分野

## (2) 資源の循環を進めます

家庭から排出される「燃えるごみ」の約4分の1は資源物が混入しています。資源の分別を促進することにより、リサイクルやごみの適正処理を推進していきます。

### 市の取組

#### 〇リサイクル（再生利用）の推進

- ①段ボール箱を使った生ごみ堆肥化講習などの体験型学習会を開催し、生ごみ堆肥化への意識定着を図ります。【循環社会推進課】
- ②堆肥化容器や堆肥化箱などを利用した生ごみの減量化や助成制度などについて情報発信を行います。【循環社会推進課】
- ③市の事務事業に伴って発生する機密文書類については、紙原料として市内の製紙工場へ搬入するなど、可能な限りリサイクルに努めます。【循環社会推進課】【環境目標1-(2)】
- ④ごみの正しい分別方法や排出基準、回収した資源の行方などについて、広報誌やチラシ、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ（さんあ〜る）などを通して情報提供を行い、資源の分別精度と資源化率の向上を図ります。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑤エコイトやつしろでの施設見学や環境学習コーナーなどを活用し、循環型社会に関する学習機会を提供します。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑥子どもの頃からのごみの分別などの環境保全行動の習慣化を図るため、環境活動団体などと連携しながら、幼稚園や保育園、学校などを対象に環境学習講師派遣事業を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ⑦校区又は町内への分別講習会などを通して、分別ルールの一掃を図ります。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑧市外からの転入者などに対して、ごみの分別等に関する周知・啓発を図るため、環境活動団体などと連携しながら、学習会などを開催します。【循環社会推進課】
- ⑨外国人や視覚障がい者への、ごみの分別や排出方法に関する情報の効果的な提供手段や高齢者のごみの排出に対する支援策について検討します。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑩平日や土曜日に粗大ごみを排出することが困難な世帯に対して、資源と粗大ごみを受入れ可能とする「日曜特別開設（有料）」を実施します。【環境センター管理課】
- ⑪「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）対象の廃家電製品については、資源物としての回収体制を維持しつつ、対象品が増加した場合に速やかに対応できる体制を構築するとともに、排出方法などについての広報を行います。【循環社会推進課】
- ⑫分別ルールについての理解、「資源の日」のマナー向上のための広報活動や学習会などを行います。【循環社会推進課】

## ○適正処理の推進

- ⑬生ごみの水切りについて、引き続き、その重要性について啓発しながら、水切り行動の促進を図ります。【循環社会推進課】
- ⑭事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載に対する分別指導を強化します。【循環社会推進課】
- ⑮不法投棄パトロールにより、不法投棄やごみの焼却に対する調査・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑯不適正な廃棄物処理が見られる市内事業所等に対して、適正処理のための助言・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑰産業廃棄物の不適正処理に関しては、関係機関の協力のもと、監視・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑱敷川内町環境保全用地など、過去に大規模な不法投棄があった場所については、引き続き周辺環境のモニタリングを行い、地域の不安解消に努めます。【循環社会推進課】
- ⑲社会経済情勢やごみ排出量、周辺市町村の動向、市民意見などを十分に勘案しながら、有料指定袋制度などの一般廃棄物処理手数料のあり方について検討します。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑳「一般廃棄物処理計画」及び「循環型社会形成推進地域計画」について、市の実情に応じて定期的に見直しを行います。【環境課、循環社会推進課】
- ㉑災害廃棄物の処理に関する計画を策定します。【循環社会推進課】
- ㉒「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。また、同条約について、市民の認知度を向上するための広報活動などを行い、水銀使用製品の適正処理を推進します。【全課】[【環境目標 3- \(1\)、4- \(2\)】](#)
- ㉓PCB 廃棄物の適正処理について周知・啓発を行います。【循環社会推進課】

### 【数値目標】

	項目	現況 (2017 年度)	目標 (2026 年度)
①	リサイクル率 <sup>18)</sup> (%)	7.5	15.5
②	最終処分量 <sup>19)</sup> (トン/年)	4,860	483

## 市民の取組

- ①家庭から出るごみは正しく分別し、燃えるごみを減らします。
- ②分別ルールについて正しく理解し、「資源の日」にはマナーを守って排出します。
- ③段ボール箱やコンポスト容器などを使用して、生ごみの削減・堆肥化に努めます。
- ④生ごみを排出する場合は、水切りを行います。
- ⑤ごみを捨てたり燃やしたりせず、適正に排出します。
- ⑥ごみの不法投棄や野焼きを発見した場合は、市などの行政機関へ通報します。

- ⑦「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」対象の廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機、以下「廃家電製品」）や「資源有効利用促進法」のうちPCに関連する「PCリサイクル法」対象のパソコンについては、決められた方法で適正に処理します。
- ⑧携帯電話などの電子機器や充電式電池を処理する際は、再資源化する取組に協力します。
- ⑨地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】
- ⑩「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【環境目標 3- (1)、4- (2)】
- ⑪小型家電リサイクル法対象の廃家電製品については、決められた方法で適正に処理します。

### 環境活動団体の取組

- ①分別ルールについて、市民への勉強会や広報活動を行います。
- ②生ごみの堆肥化の普及・促進や廃食用油の回収活動を行います。
- ③廃棄物パトロールに協力するなど、ごみの適正処理に関する情報発信を行います。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】

### 事業者の取組

- ①店舗や敷地内に資源物を排出する場を設けるなど、消費者と販売者が一体となって、リサイクルの推進に取り組みます。
- ②独自のリサイクルルートを確保し、事業系一般廃棄物の排出を抑制します。
- ③分別を徹底し、事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載をなくします。
- ④容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。
- ⑤廃食用油の燃料化や生ごみの堆肥化など、バイオマスの利活用に取り組みます。
- ⑥不法投棄や野焼きを行わず、ごみは適正に処理します。
- ⑦廃家電製品は適正に管理・処理します。
- ⑧不法投棄の早期発見や未然防止に関する取組に協力します。
- ⑨廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正に処理します。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】
- ⑪「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【環境目標 3- (1)、4- (2)】
- ⑫小型家電リサイクル法対象の廃家電製品については、決められた方法で適正に処理します。

18) リサイクル率：燃えるごみや資源物として搬入されたもののうち、実際に資源化することができた割合。エコイトやつしろでは、焼却灰のセメント原料化による資源化分も見込んでいる。

リサイクル率 (%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

19) 最終処分量：埋め立て処分場などの最終処分施設に搬入された廃棄物量。



環境目標5 循環型社会の推進

重点分野

(3) 環境関連施設の検討・整備を進めます

ごみ処理施設やし尿処理施設などの環境関連施設は、市民生活に不可欠な施設です。老朽化した施設については延命化を図りつつ、新たな施設に関する検討を進めていきます。

市の取組

○環境関連施設の適正な維持管理・整備

- ①エコイトやつしろは、長期間の使用が可能となるよう、適切な点検、補修、メンテナンスを行います。【環境センター管理課】
- ②閉鎖された八代市清掃センターについては、適切に管理を行いながら解体時期や解体方法などについて検討します。【環境センター管理課】
- ③八代市衛生処理センターは、老朽化が著しいため、「八代市し尿処理施設基本構想」に基づき、適切な維持管理を行うとともに新しい施設の検討・整備を進めます。【環境課】
- ④八代市浄化槽汚泥処理施設は、市民生活に支障が起らないよう、計画的に施設の整備及び機器の維持管理を行います。【環境課】
- ⑤最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、今後のあり方について検討を進めます。【環境課、環境センター管理課】
- ⑥各廃棄物処理施設の事業継続計画（BCP）の策定や定期的な見直しを進めます。【環境課、環境センター管理課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	八代市衛生処理センター 施設稼働率※ (%)	100	100
②	エコイトやつしろ 施設稼働率※ (%)	—	100

※ 設備点検等に伴う施設の計画的な稼働停止は除く

事業者の取組

- ①廃棄物処理施設を有している事業者については、施設を適正に管理するとともに周辺環境の保全に努めます。

【備考】 市民及び環境活動団体は、環境関連施設を有していないため、具体的な取組を掲げていません。

■環境目標及び施策の方向性とSDGsとの関連

SDGs 目標	環境目標 1		環境目標 2		環境目標 3			環境目標 4		環境目標 5		
	(1) 高い環境意識をもったひとづくりを進めます	(2) 環境保全行動の輪を広げます	(1) 生きものたちのにぎわいを守り育てます	(2) 豊かな自然の恵みを未来へつなぎます	(1) きれいな空気や水を守ります	(2) 恵まれた地下水を大切にします	(3) きれいなまちづくりを進めます	(1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます	(2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します	(1) ごみの減量に取り組みます	(2) 資源の循環を進めます	(3) 環境関連施設の検討・整備を進めます
 飢餓				○						○		
 保健		○			○	○				○	○	○
 教育	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
 水・衛生			○		○	○				○	○	○
 エネルギー								○				
 成長・雇用			○	○						○	○	
 技術革新					○	○		○				
 都市			○		○		○	○		○	○	○
 生産・消費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
 気候変動	○	○	○	○				○	○	○	○	
 海洋資源			○	○	○				○	○	○	○
 陸上資源			○	○				○	○			
 パートナーシップ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## ■本計画に関連するSDGsの主なターゲット

	<b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b>
	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	<b>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b>
	3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	<b>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b>
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	<b>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b>
	6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	<b>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b>
	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	<b>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b>
	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	<b>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b>
	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	<b>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.6 2030年までに、大気及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

	<b>持続可能な生産消費形態を確保する</b>
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	<b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b>
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	<b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	<b>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b>
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	<b>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b>
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 第5章 進行管理

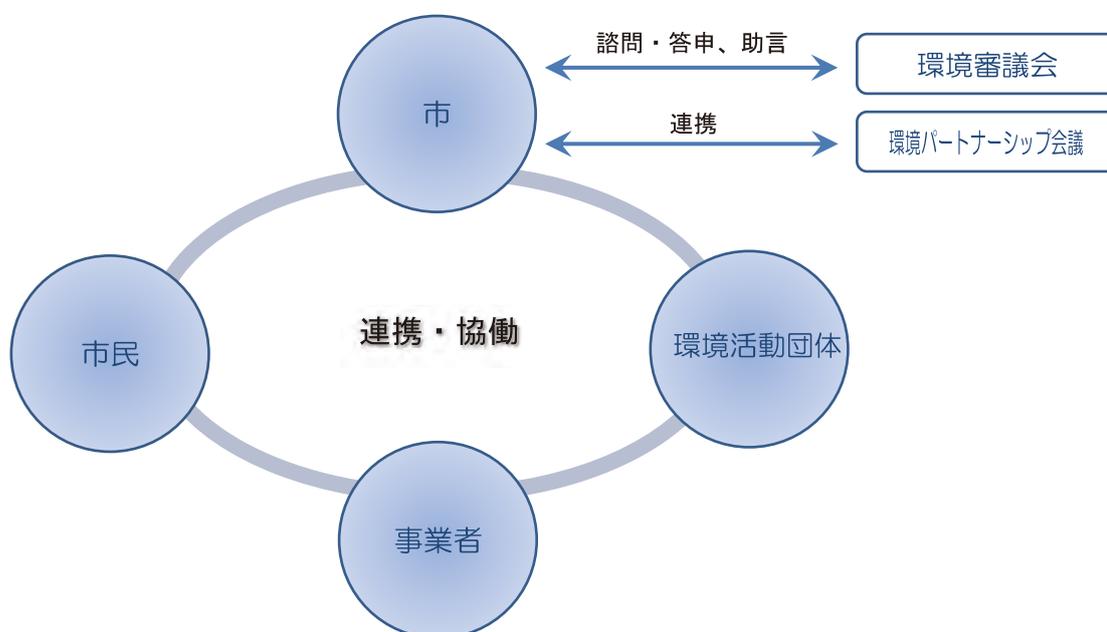


## 1. 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民、環境活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識するとともに、各主体の協働のもと、本計画に掲げる取組を推進し、定期的にその結果を点検・評価しながら、より良い取組へとつなげていくことが重要です。

このような考えから、本計画の推進に当たっては、市関係各課の連携及び施策の調整を図りながら、本計画に掲げた具体的な取組の着実な推進及び進行管理を行うこととします。

また、環境施策については、「八代市環境パートナーシップ会議」をはじめ、市民、環境活動団体及び事業者との連携を図るとともに、環境に関する専門的な事項や環境行政全般にわたる事項などについては、「八代市環境審議会」への諮問などを通して、客観的な意見や技術的な助言を求めることとします。



○市は、関係各課が連携し、計画的に環境保全施策を推進します。

○市民、環境活動団体及び事業者は、本計画に掲げられた「具体的な取組」を参考に、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の軽減や環境保全行動を実践します。

「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現

## 2. 計画の進行管理

環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）の考え方に即し、毎年度、点検及び評価を行いながら、目標の実現に向けた業務や施策の継続的な改善を図ります。

点検・評価に当たっては施策の方向性ごとに定性的・定量的に評価し、本計画の進捗状況などを明らかにするとともに、より客観的な評価を行う観点から、「八代市環境パートナーシップ会議」の意見を聴くこととします。

また、その結果については、毎年度、環境報告書などにより公表します。

## 3. 関係機関及び各種計画との連携

地下水の保全、球磨川流域や八代海の保全・再生、地球温暖化対策など、広域的な取組が不可欠な分野については、国、県、近隣市町村などと連携しながら、対策を推進することとします。

また、今後、策定・制定又は見直す関連計画・条例などについては、本計画に示された基本的な考え方や方針を踏まえるなど、本計画との整合性を確保することとします。

## 4. 財政措置

本計画に掲げた施策を推進していくため、計画的な財政措置に努めます。

## 参考資料

1. 八代市環境基本条例
2. 第2次計画策定に係る八代市環境審議会への諮問及び答申の内容
3. 委員名簿等
4. 計画策定の経緯



## 1. 八代市環境基本条例

平成17年8月1日

条 例 第 207 号

八代市民は、豊かな水に魅かれて肥沃な土地を拓き、長い歴史の中で築かれた文化と限りない自然の恵みを受けながら生活してきた。

しかし、近年においては、社会情勢の変化とともに、環境への配慮に欠けた利便性の追求など利己的な行動が継続されたことによって、この良好な環境からの恵沢を失おうとしている。

そもそも良好な環境は、健康で文化的な生活を営む権利を支える最も基礎となるものであって、将来の市民にも公平にその恩恵を受ける権利があるにもかかわらず、今や環境の著しい変化は地球規模にまで及び、このまま推移すれば、人類を含む生命の存続基盤さえ脅かされることにもなりかねない。

今こそ我々は、微妙な均衡の上に成り立っている環境の中で、すべての生き物と一緒に生活していることを深く認識し、自らの行動に問いかけ、自らの意志をもって、豊かな自然と文化を次の世代へ引き継ぐために最大の努力を払わなければならない。

ここに我々は、それぞれの責任と役割に応じて、主体的にそして手を携えて良好な環境の保全と創造を図り、持続的に発展することのできる地域社会を築くため、この条例を制定する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
  - 第2章 施策の基本(第8条—第10条)
  - 第3章 環境施策の総合調整等(第11条—第13条)
  - 第4章 環境への配慮の推進(第14条—第16条)
  - 第5章 環境審議会(第17条)
  - 第6章 補則(第18条・第19条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市における環境政策の理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、生活環境(人の生活に密接に関係する財産並びに動植物及びこれらの生育環境を含む。)、自然環境及び歴史的文化的環境が調和したものをいう。

#### (環境政策の理念)

第3条 すべての環境資源の適正な保全と活用を図り、現在及び将来の市民が公平に良好な環境の恵沢を受けながら、継続して生活できるようにしなければならない。

- 2 生態系への適切な配慮を行い、すべての生命が持続的に生存できる環境の確保に努め、人は自然と共生していかなければならない。
- 3 地球市民という自覚のもとに、地球環境の保全に関する可能なあらゆる取組みを積極的かつ長期的に推進しなければならない。
- 4 市、市民及び事業者は、それぞれの責務に合致した主体的な取組みと協働とによって、良好な環境を保全し、及び創造することに努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自然的社会的条件に応じて、長期的な視野に立った環境の保全及び創造に関する総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の計画を策定し、これを実施するに当たっては、前条に定める環境政策の理念を基底とし、これを最大限に尊重しなければならない。
- 3 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが環境に影響を及ぼしていることを深く認識し、その影響の低減が図られるような生活行動への変革に努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずることによって公害を防止するとともに、市の環境施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

- 2 事業者は、環境保全に係る法令等に違反しない場合においても、環境への負荷を更に低減するために必要な最善の努力をしなければならない。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者等は、自らの環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

## 第2章 施策の基本

(基本的施策)

第8条 市は、第3条に定める環境政策の理念の実現を図るため、次に掲げる施策を一体的に実施するものとする。

- (1) 事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止し、生活排水による水質汚濁、交通車両及び廃棄物による環境汚染等都市生活型公害の防止対策を推進するとともに、新たな環境汚染の発生の防止を図ること。
- (2) 水の循環構造の保全、エネルギーの合理的かつ効率的利用、再生資源の利用等を促進し、資源を適切に保全し、又は効率的に利用することによって環境への負荷の低減を図ること。
- (3) みどり、水辺、良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全並びにこれらを活用し、利用者に

配慮した施設の整備等を行うことにより、心地よく調和した潤いと安らぎのある環境の保持と創出を図ること。

(4) 限られた自然条件のもとで生息する希少な動植物には特に配慮するとともに、二次的自然等を整備するに当たっては、循環機能が促進されるよう生物の多様性の確保を図ること。

(5) 地域環境及び地球環境との関わりについて理解と認識を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるよう環境教育の推進及び環境学習の促進を図ること。

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動、市民の生活行動様式の状況等を考慮しなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八代市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市、市民及び事業者のそれぞれが配慮すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第5章に定める八代市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項による市民及び事業者の意見は、第3条に定める環境政策の理念に即したものでなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。

4 前3項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

### 第3章 環境施策の総合調整等

(総合的調整)

第11条 市長は、次に掲げる環境施策に関わる事項について総合的な調整を行うことにより、環境行政を実効的かつ体系的に推進するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境施策の調整及び実施並びに進行管理に関すること。

(3) その他環境行政を総合的に推進するための重要な案件に関すること。

(環境施策の広域的調整)

第12条 市は、環境施策の策定及び実施に関して、広域的な調整を行う必要があると認めるときは、国、県及び近隣の地方公共団体と積極的に協議し、関係機関との連携を図るものとする。

(自主的活動の促進)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する積極的かつ自主的な活動が促進されるよう適切な支援措置を講ずるものとする。

- 2 市は、事業者による積極的な環境保全活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者による積極的な活動の推進に寄与するため、適切な情報を提供するよう努めるものとする。

#### 第4章 環境への配慮の推進

##### (環境への配慮)

第14条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画しようとする者は、その事業計画による環境への影響を的確に把握するよう努めるとともに、必要に応じて当該事業計画内容の見直し、代替案の検討を行うなど、環境への適正な配慮に努めなければならない。

- 2 市は、前項の事業計画者が環境への配慮を適正に行うために必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (環境保全協定等の締結)

第15条 市長は、環境を保全するために特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境保全に関する協定等の締結を求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めに応じない事業者があったときは、その旨を公表することができる。

##### (指導等)

第16条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図る上において、これを著しく阻害し、又はそのおそれがある者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その内容等を公表することができる。

#### 第5章 環境審議会

##### (環境審議会)

第17条 市の総合的かつ計画的な環境行政の推進について調査審議するため、八代市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長から諮問のあった事項について調査審議し、その結果を答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

#### 第6章 補則

##### (財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

## 2. 第2次計画策定に係る八代市環境審議会への諮問及び答申の内容

### ○「第2次八代市環境基本計画について」（平成29年8月8日諮問）

（諮問理由）

平成21年2月に策定しました八代市環境基本計画が、平成30年度をもって期間満了となります。

については、今後も引き続き、総合的かつ計画的な環境施策を推進していくため、八代市環境基本条例第9条の規定に基づき、次期環境基本計画を策定したいと考えております。

以上、第2次八代市環境基本計画につきまして御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

### ○「第2次八代市環境基本計画について」（平成31年2月5日答申）

平成29年8月8日付け八市環保第329号により、本審議会に諮問がありました第2次八代市環境基本計画について、慎重に審議しました結果、別添案の内容について、妥当であると認め、ここに答申します。

なお、第2次八代市環境基本計画の推進に当たっては、下記について配慮されますようお願いいたします。

記

1. 計画の基軸である「ひとづくり」の推進に当たっては、「エコエイトやつしろ」の積極的な活用や各主体との連携・協働を図りながら、市民や事業者の環境意識の向上及び環境保全行動の促進に継続的に努めること。
2. 「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会分野の問題解決に統合的に取り組むものであり、行政のみならず、市民や事業者などの活動にも浸透していくことが望ましい。持続可能な地域社会の実現に向け、機会を捉えて、SDGsの考え方についても広く周知・啓発を図ること。

### 3. 委員名簿等

#### (1) 八代市環境審議会委員

委嘱期間：2017年2月6日～2019年2月5日

氏名	所属
井寺 美穂	熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科
上久保 祐志	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科
高野 茂樹	日本野鳥の会 熊本県支部
中田 晴彦	熊本大学大学院 先端科学研究部
那須 哲夫	八代商工会議所
◎藤野 和徳	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科
藤本 延啓	熊本学園大学 社会福祉学部 福祉環境学科
堀田 陽子	八代市地域婦人会連絡協議会
宮瀬 美津子	熊本大学 教育学部
○村上 泰浩	崇城大学 工学部 建築学科

備考) ◎：会長、○：副会長

(五十音順)

#### (2) 八代市環境パートナーシップ会議委員

第3次委員委嘱期間：2016年7月13日～2018年7月12日

氏名	所属
◎上久保 祐志	熊本高等専門学校 八代キャンパス
久保田 和子	八代市地域婦人会連絡協議会
酒井 陽子	八代の環境を考える会
田中 嘉良子	市民
○丁畑 佐代	八代エコキーパーズ
塚田 美恵	市民
中島 晃	熊本高等専門学校 八代キャンパス
中村 秀徳	八代漁業協同組合
濱田 律子	ネイチャーやつしろ
松浦 ゆかり	次世代のためにがんばる会
山門 久浩	八代商工会議所
山下 博史	NPO法人WE
綿田 一角	(株)八代美研

備考) ◎：会長、○：副会長

(五十音順)

第4次委員委嘱期間：2018年8月10日～2020年8月9日

氏名	所属
上久保 祐志	熊本高等専門学校 八代キャンパス
倉野 静香	八代市地域婦人会連絡協議会
酒井 陽子	八代の環境を考える会
田中 嘉良子	市民
丁畑 佐代	八代エコキーパーズ
塚田 美恵	市民
◎中島 晃	熊本高等専門学校 八代キャンパス
中村 秀徳	八代漁業協同組合
濱田 律子	ネイチャーやつしろ
松浦 ゆかり	次世代のためにがんばる会
○山門 久浩	八代商工会議所
山下 博史	NPO法人WE
綿田 一角	(株)八代美研

備考) ◎：会長、○：副会長

(五十音順)

(3) 八代市環境基本計画等検討会議（庁内検討会議）

氏名	職名
○秋田 大助	総務企画部 企画政策課 副主幹兼企画係長
上村 勝一	財務部 財政課 副主幹兼公有財産運用推進係長
松田 薫	市民環境部 市民活動政策課 副主幹兼市民活動政策係長
竹井 公一	市民環境部 循環社会推進課 副主幹兼循環社会推進係長
田中 和彦	市民環境部 循環社会推進課 副主幹兼廃棄物指導係長
西尾 和純	市民環境部 環境センター建設課 環境センター建設係長
宮川 芳行	市民環境部 環境センター管理課 課長補佐兼収集運営係長
稲本 健一	市民環境部 環境センター管理課 課長補佐兼管理係長
松島 元子	健康福祉部 健康福祉政策課 副主幹兼政策係長
角田 浩二	経済文化交流部 商工政策課 副主幹兼商業振興係長
松出 春雄	農林水産部 農業振興課 園芸畜産係長
薄田 智徳	農林水産部 水産林務課 副主幹兼林務係長
三隅 崇朗	建設部 建設政策課 課長補佐
高田 裕樹	建設部 下水道建設課 副主幹兼計画係長
西山 友一郎	教育部 学校教育課 指導主事
◎松野 光洋	教育部 教育施設課 課長補佐兼設備係長

備考) ◎：会長、○：副会長

(組織機構順)

#### 4. 計画策定の経緯

年度	月	市	庁内検討会議	環境審議会	パートナーシップ会議
2017	5		26日（環境関係課） ・計画策定について		
	7				19日 ・計画策定について
	8			8日【諮問】 ・計画策定について	
	1				18日 ・計画（骨子案）について
	2				15日 ・計画（骨子案）について
	3		8日（環境関係課） ・計画（骨子案）について ・具体的な取組について	20日 ・計画（骨子案）について	
2018	5		31日 ・計画（骨子）について		
	6				26日 ・計画（骨子）について ・具体的な取組について
	8		22日 ・具体的な取組について		
	9				28日 ・計画（素案）について
	10	31日 部次長等企画調整連絡会議（書面開催） ・計画（素案）について	3日 ・計画（素案）について		
	11	15日 部次長等企画調整連絡会議 ・計画（素案）について 26日 政策会議 ・計画（素案）決定		19日 ・計画（素案）について	
	1	15日 部次長等企画調整連絡会議 ・計画（案）について	18日 ・計画（案）について	28日 ・計画（案）について	23日 ・計画（案）について
	2	25日 政策会議 ・計画決定		5日【答申】 ・計画（案）について	

※2017年9月下旬から10月上旬：「環境に関する市民・事業所アンケート」を実施

※2018年11月30日から平成30年12月20日：計画（素案）に対する意見募集を実施

※2018年12月11日：市議会建設環境委員会に計画（素案）を報告

---

## 第2次八代市環境基本計画

— 人と自然が調和するまち やつしろ —

---

計画決定 2019年2月

発行者 八代市 環境課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号

TEL 0965-33-4114

E-mail [kankyo@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kankyo@city.yatsushiro.lg.jp)

